

令和3年度
教育委員会事務の点検及び評価報告書
(令和2年度事務事業分)

山形市教育委員会

山形市議会議長 鈴木 善太郎 様

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和2年度の山形市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果に関する報告書を提出します。

令和3年11月25日

山形市教育委員会教育長 荒澤 賢雄

目 次

1	教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	1
2	令和2年度教育委員会の活動状況	
	(1) 山形市教育委員会	3
	(2) 教育委員会会議の開催	3
	(3) 教育懇談会の開催	6
	(4) 総合教育会議の開催	7
	(5) 計画訪問及び公開研究会の視察	7
	(6) その他の活動状況	8
	(7) 教育委員会活動の情報発信	8
3	令和2年度事務事業体系図	9
4	令和2年度事務事業の点検及び評価	
	施策の方向1 学校教育の充実	
	基本施策1 魅力ある学校づくり	12
	施策3 時代の変化に対応した教育の推進	12
	施策5 教職員研修の充実と指導力の向上	20
	基本施策2 安全・安心の学校づくり	28
	施策1 健やかな心身の育成	28
	施策7 学校施設の整備と充実	34
	基本施策3 連携による教育の充実	39
	施策3 家庭・地域との連携の充実	39
	施策4 良好な教育環境と教育の機会均等の推進	43
	施策の方向2 生涯学習の推進	
	基本施策5 生涯学び、人と地域とかわり、よりよい社会を築く人づくり	48
	施策1 生涯学習支援体制の充実	48
	基本施策6 恵まれた自然環境での体験活動を通じた、心身ともに健全で豊かな人づくり	57
	施策2 広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備の推進	57
	基本施策7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり	65
	施策3 青少年を取り巻く環境の改善	65
5	外部評価者の総評	69
	【参考資料1】	
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》	72
	【参考資料2】	
	山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱	74

1 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

このため、山形市教育委員会では教育行政の実施機関として効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすために令和2年度に行った教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、併せて、教育委員会会議の開催状況、審査議案、研修や各種大会参加状況等を記載し報告書として作成し公表するものです。

(1) 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、令和2年度に実施された教育委員会の権限に属する事務及びその他山形市教育委員会が所管する事務事業とします。

令和2年度から「山形市教育振興基本計画（平成30年2月策定）」（以下、現計画。）に位置付けられている施策を抽出し点検及び評価を行っていますが、令和3年度においても施策を抽出し点検及び評価を行いました。

令和3年度に対象とした施策は、ICT環境整備など令和2年度に重点的に取り組みを進めたものなどを中心に抽出しています。

また、組織改編等により現計画の一部見直しを行い、令和4年度から見直し後の計画に基いた施策の展開を図ることから、令和2年度（令和元年度事業分）から令和4年度（令和3年度事業分）の3年間で、現計画に掲げるすべての施策を対象とします。

なお、現計画の施策の方向3「地域の歴史・文化の継承」及び施策の方向4「スポーツの推進」に掲げられている事務が、令和3年度から企画調整部に移管されたことから、2つの施策の方向については点検及び評価の対象外とします。

(2) 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は、教育委員会の各所属による対象事務事業の自己点検及び評価と、学識経験者による評価（以下「外部評価」という。）により行いました。

① 自己点検及び評価

対象となる事務事業（「施策」）について、山形市教育振興基本計画の施策体系に沿った取組ごとに、目的・概要、必要に応じて成果指標を設定し、取組の実施状況（実績）、成果、課題及び改善案について、自己評価を行いました。

なお、成果指標については、目的や実績を表す際の参考数値であり、この数値のみをもって事務事業の全ての成果を表すものではありません。

②学識経験者の知見の活用

点検及び評価の客観性を確保するため、法第26条第2項並びに山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第5条の規定により、次の2名の学識経験者（以下、外部評価者）の知見をいただきながら、外部評価を行いました。

外部評価者からは、各所属による自己評価の後、取り組んだ施策に関する自己評価について個別に評価していただき、さらに、教育委員会全体の事務事業についての総評をいただきました。

<外部評価者>

・埼玉大学 名誉教授

東北文化学園大学 名誉教授 貝山 道博 氏

山形市の仕事の検証システムに係る外部検証委員を務め、広く行政評価に関わる。

平成24年度から「教育委員会事務の点検及び評価」外部評価者を務める。

・山形大学院 教育実践研究科 教授 中井 義時 氏

平成27年度まで山形県教育次長を務め、山形県の教育行政に深く携わる。

平成28年度から「教育委員会事務の点検及び評価」外部評価者を務める。

2 令和2年度教育委員会の活動状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(1) 山形市教育委員会

職 名	氏 名	職 業	任 期
教育長	荒 澤 賢 雄	元山形市立小学校長	平成31年 4月 1日～令和 4年 3月31日
委 員 (教育長職務代理者)	無 着 道 子	宗教法人住職補佐	平成30年 4月 1日～令和 4年 3月31日
委 員 (教育長職務代理者)	白 鳥 樹一郎	元山形市立小学校長	令和 2年 4月 1日～令和 6年 3月31日
委 員	中 村 篤	会社役員	令和 2年11月12日～令和 6年11月11日
委 員	熊 坂 香 織	元公益社団法人職員	平成31年 4月 1日～令和 5年 3月31日

(2) 教育委員会会議の開催

毎月1回（原則）の定例会、必要に応じ開催される臨時会を開催し、次の案件・報告について審議等を行いました。

①教育委員会会議の開催状況

* 定例会

年度	開催回数	議案件数	専決件数	報告件数
R2	12回	34件	2件	14件
R1	13回	36件	1件	20件
H30	11回	28件	0件	25件

* 臨時会

年度	開催回数	議案件数	専決件数	報告件数
R2	10回	12件	0件	1件
R1	6回	7件	0件	4件
H30	6回	6件	0件	2件

②令和2年度教育委員会会議の開催状況

開催日	区分	件 名
令和 2年 4月 6日	臨時	議案第18号 山形市立小中高等学校の新学期開始の延期について
令和 2年 4月 9日	臨時	議案第19号 山形市立小中高等学校の新学期開始の延期について
令和 2年 4月22日	定例	議案第20号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について 議案第21号 山形市・上山市教科用図書採択協議会委員の選出について 議案第22号 山形市総合学習センター運営協議会委員の選出について 議案第23号 山形市社会教育委員会の委嘱について
令和 2年 5月 5日	臨時	議案第24号 山形市立小中学校の休校延長等について
令和 2年 5月13日	臨時	議案第25号 山形市立小中学校の休校短縮等について

開催日	区分	件 名
令和 2年 5月28日	定例	議案第26号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について 議案第27号 山形市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 議案第28号 山形市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について 議案第29号 山形市立図書館協議会委員の委嘱について 報告事項(1) 山形市立南沼原小学校校舎改築事業の進捗状況について 報告事項(2) 株式会社七日町再開発ビルの令和元年度決算及び令和2年度事業計画等について 報告事項(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助の適用について
令和 2年 6月25日	定例	議案第30号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について 議案第31号 山形市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について 専承第 3号 専決処分の承認について 専承第 4号 専決処分の承認について 報告事項(1) 学力向上支援事業について
令和 2年 7月21日	定例	議案第32号 令和2年度使用教科用図書の採択について 報告事項(1) 令和元年度山形市給食センター整備運営事業のモニタリング結果について
令和 2年 8月27日	定例	議案第33号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見 報告事項(1) 山形まるごとマラソン及び山形市民スポーツフェスタの開催について 報告事項(2) 学校給食用炊飯施設建設事業の進捗状況について
令和 2年 9月24日	定例	報告事項(1) 令和2年7月豪雨への対応について 報告事項(2) (仮称) 学校給食用炊飯施設建設事業の進捗状況について
令和 2年 9月29日	臨時	議案第34号 職員の懲戒処分について
令和 2年10月21日	定例	議案第35号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見 報告事項(1) 蔵王ジャンプ台のネーミングライツパートナー決定について
令和 2年10月21日	臨時	議案第36号 令和3年度山形市立商業高等学校入学者選抜基本方針の一部変更について
令和 2年11月19日	定例	議案第37号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見 議案第38号 令和2年度教育委員会事務の点検及び評価について 議案第39号 山形市指定文化財の指定について 議案第40号 山形市立商業高等学校の組織編制について 議案第41号 令和3年度震災による福島県等からの山形市立商業高等学校への受検に係る実施要綱について 議案第42号 令和4年度山形市立商業高等学校入学者選抜基本方針について 報告事項(1) 就学援助費の誤支給(二重支給)について 報告事項(2) 仮称広域炊飯施設建設事業の進捗状況について
令和 2年11月24日	臨時	議案第43号 条例の制定に係る市議会議長への意見について
令和 3年 1月21日	定例	報告事項(1) 小中学校における令和2年度卒業式及び令和3年度入学式について
令和 3年 2月 4日	定例	議案第 1号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
令和 3年 2月 4日	臨時	議案第 2号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について
令和 3年 2月12日	臨時	議案第 3号 職員の懲戒処分について

開催日	区分	件 名
令和 3年 2月18日	定例	議案第 4号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について 議案第 5号 令和3年度用「学校教育の重点目標 指導の指針」策定方針について 議案第 6号 令和4年度からの商業高等学校学科改編等計画について 報告事項(1) 地域学校協働活動の推進について
令和 3年 3月 8日	臨時	議案第 7号 県費負担教職員の人事の内申について 議案第 8号 山形市立商業高等学校教職員の人事について 報告事項(1) 教育委員会教職員の人事計画について
令和 3年 3月22日	臨時	議案第 9号 山形市教育委員会職員の人事について
令和 3年 3月25日	定例	議案第10号 令和3年度教育委員会各所属の運営方針について 議案第11号 令和3年度山形市立商業高等学校運営方針について 議案第12号 山形市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第13号 山形市スポーツ推進委員に関する規則の廃止について 議案第14号 山形市郷土館条例施行規則の廃止について 議案第15号 山形市体育施設の管理及び使用に関する規則の廃止について 議案第16号 山形市文化財保護条例施行規則の廃止について 議案第17号 県費負担教職員の人事の内申について 議案第18号 県費負担教職員の人事の内申について 議案第19号 県費負担教職員の人事の内申について 議案第20号 県費負担教職員の人事の内申について

(3) 教育懇談会の開催

教育懇談会を開催し、次の事項について、各所属長と意見交換を行いました。

①教育懇談会の開催状況（原則として教育委員会会議定例会終了後に開催）

年度	開催回数	懇談事項件数
R2	12回	31件
R1	13回	37件
H30	14回	40件

②令和２年度教育懇談会の開催状況

開催日	件 名
令和 2年 4月22日	懇談事項(1) 令和３年度山形市教育委員会計画訪問、公開研究および全国学力・学習状況調査の実施について 懇談事項(2) 山形市立小中学校におけるいじめ・不登校の状況について 懇談事項(3) 山形市立小中学校、高等学校の新型コロナウイルスの感染状況について
令和 2年 5月 5日	懇談事項(1) 山形市立小中学校への新型コロナウイルス感染症対策学習ソフト導入について
令和 2年 5月13日	懇談事項(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う施設閉鎖の解除について
令和 2年 5月23日	懇談事項(1) 市立学校の再開後の状況について 懇談事項(2) 教育委員会所管施設の再開後の状況について
令和 2年 6月25日	懇談事項(1) 6月市議会定例会一般質問について 懇談事項(2) 山形市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について 懇談事項(3) 令和２年度山形市立小中学校の修学旅行の行先・方面及び実施時期について
令和 2年 7月21日	懇談事項(1) 令和２年度第１回総合教育会議の開催について 懇談事項(2) 令和３年 第７３回「山形市成人の祝賀式」について
令和 2年 8月27日	懇談事項(1) 山形県教育庁への要望活動について 懇談事項(2) 令和３年「第７３回山形市成人の祝賀式」の延期について 懇談事項(3) 山形市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
令和 2年 9月24日	懇談事項(1) 9月市議会定例会一般質問について
令和 2年10月21日	懇談事項(1) 令和３年度に向けての組織改正（案）について 懇談事項(2) 令和２年度標準学力検査（教研式NRT検査）の状況について
令和 2年11月19日	懇談事項(1) 山形市コミュニティ・スクールの市民への広報について
令和 2年12月24日	懇談事項(1) 12月市議会定例会一般質問について 懇談事項(2) 令和２年度第２回総合教育会議の開催について 懇談事項(3) 教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応状況について
令和 3年 1月21日	懇談事項(1) 令和２年度監査結果について 懇談事項(2) 令和２年度山形市立学校教職員褒賞受賞者について
令和 3年 2月 4日	懇談事項(1) 山形市立商業高等学校における新型コロナウイルス感染症対応状況について 懇談事項(2) 給食異物混入の経過報告について
令和 3年 2月18日	懇談事項(1) 令和３年度の組織改正等について 懇談事項(2) 令和３年第７３回山形市成人の祝賀式について 懇談事項(3) 令和３年度教育委員会各所属の運営方針（案）について
令和 3年 3月25日	懇談事項(1) 3月市議会定例会一般質問について 懇談事項(2) 山形市教育振興基本計画の見直しについて

(4) 総合教育会議の開催

令和２年度は2回開催し、次の報告・協議題について、市長と教育委員会において意見交換が行われました。

①総合教育会議の開催状況（市長主催・教育委員会補助執行）

年度	開催回数	協議件数	報告件数
R2	2回	2件	2件
R1	2回	2件	1件
H30	2回	2件	3件

②令和２年度総合教育会議の開催状況

開催日	件 名
令和 2年 7月29日	報告 山形市の児童生徒の現況について
	協議 学びの保障について
	① 新型コロナウイルス感染症対策による休校措置に伴う対応
	② 今後の第２波以降に備えた新たな取組み
令和 3年 2月 3日	③ その他「学びの保障」の取組み
	報告 コロナ禍における教育課程実施について
	協議 魅力ある「山形市立商業高等学校」を目指して
	① 教育環境の整備：校舎等改築事業による教育環境整備
	② 教育システム・教育内容の改善：単位制導入・学科改編・教育課程改訂
	③ 新しい学校運営システムの導入：学校運営協議会制度の導入

(5) 計画訪問及び公開研究会の視察

教育委員会が小中学校等を訪問し授業を参観するとともに、学校経営の状況等について学校長と懇談を行いました。感染症対策として、訪問人数を最小限に抑えました。

また、小中学校で開催される研究会を支援し、特色ある教育活動などについての視察を行いました。

①学校計画訪問

開催日	実施校
令和 2年 6月 1日	第三中学校
令和 2年 6月 8日	高楯中学校
令和 2年 7月13日	金井小学校
令和 2年 9月29日	滝山小学校
令和 2年10月 6日	第三小学校
令和 2年10月19日	高楯中学校（2回目）
令和 2年11月 9日	第八中学校
令和 2年11月16日	第十小学校

②研究会（令和2年度は公開研究会は開催されませんでした）

開催日	実施校
令和 2年10月14日	第六中学校 ※校内研究会を開催。令和3年3月5日に関係各所へ研究資料を送付。

(6) その他の活動状況

①施設見学

年度	施設数	名 称
R2		実施なし
R1	4施設	市指定候補文化財、立谷川エネルギー回収施設、グラウンド・ゴルフ場、 郡山市教育委員会総合教育支援センター
H30	4施設	佐藤繊維株式会社(寒河江市)、千歳小学校新校舎内覧、学校給食センター、 市庁舎内美術品見学

②会議、大会、研修会等への参加（山形市教育委員会主催・共催の主なもの）

年 月 日	会議・大会等名
※新型コロナウイルス感染防止のため開催或いは参加がありませんでした。	

③会議、大会、研修会等への参加（山形市教育委員会主催・共催以外の主なもの）

年 月 日	会議・大会等名	開催都市
※新型コロナウイルス感染防止のため開催或いは参加がありませんでした。		

(7) 教育委員会活動の情報発信

ホームページや広報紙などを活用し、教育委員会活動の情報発信に努めました。

具体的には、山形市公式ホームページにおいて、教育委員会のしくみ、会議の周知や会議録の公開、各所属からのお知らせなど、教育委員会活動に係る幅広い情報の発信に努めました。

3 事務・事業体系図（令和2年度事業分）

対象事業： 令和元年度 令和2年度 令和3年度
(実施済)

施策の方向	基本施策	施策	■ 取組	担当課
1 学校教育の充実	1 魅力ある学校づくり	1-1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成	1 学校経営の充実	学校教育課
			2 課題解決力を育てる授業の実践	学校教育課
			3 確かな学力の育成	学校教育課
		1-2 価値ある豊かな体験活動の充実	1 発達段階に即した体験活動	学校教育課
			2 地域や関係機関と連携した体験活動	学校教育課
			3 少年自然の家における学校教育への支援	少年自然の家
		1-3 時代の変化に対応した教育の推進	1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進	学校教育課
			2 ICT教育の推進	学校教育課
			3 科学・技術教育の推進	学校教育課
			4 環境・福祉教育の充実	学校教育課
			5 情報ネットワークの推進運営と情報モラル教育の推進	学校教育課
			6 小学校プログラミング教育の充実	学校教育課
		1-4 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実	1 特別支援教育の推進	学校教育課
			2 個別支援の充実	学校教育課
			3 学校及び教職員の特別支援教育力の向上	学校教育課
		1-5 教職員研修の充実と指導力の向上	1 教職員研修の充実	学校教育課
			2 校内研修の充実	学校教育課
			3 教員の指導力の向上	学校教育課
			4 教職員の健康保持と働き方改革	学校教育課
	2 安全・安心の学校づくり	2-1 健やかな心身の育成	1 健康に関する教育の推進	学校教育課
			2 食育の推進	学校教育課
			3 学校体育の充実	学校教育課
			4 適切な運動部活動の推進と外部人材の活用	学校教育課
			5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携	学校教育課
			6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実	学校教育課
		2-2 生命を守る安全教育と防災教育の徹底	1 安全教育の徹底	学校教育課
			2 防災教育の徹底	管理課 学校教育課
		2-3 いのちの教育の充実	1 豊かな感性を育む教育の充実	学校教育課
			2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進	学校教育課
		2-4 生徒指導・教育相談体制の充実	1 子どもの自立を支える生徒指導の充実	学校教育課
			2 生徒指導・相談体制の強化	学校教育課
			3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応	学校教育課
		2-5 子どもの人格を大切に する学校づくりの推進	1 児童生徒理解に基づいた指導	学校教育課
			2 体罰等の不適切な行為の絶無	学校教育課
		2-6 学校給食の充実	1 安全・安心な給食の提供	学校給食センター
			2 学校給食における食育の推進	学校給食センター
			3 楽しい給食の実施	学校給食センター
		2-7 学校施設の整備と充実	1 ICT環境整備の推進	学校教育課
			2 安全・安心な学校施設の整備と充実	管理課

施策の方向	基本施策	施策		■ 取組	担当課
1 学校教育の充実	3 連携による教育の充実	3-1 「チーム学校」による連携の充実		1 組織的に取り組む教職員の資質の向上	学校教育課
				2 学校のマネジメント機能の強化	学校教育課
				3 専門性に基づくチーム体制の構築	学校教育課
				4 学校と家庭や地域との連携・協働	学校教育課
		3-2 学校間・校種間の連携の充実		1 一貫性のある円滑な連携の推進	学校教育課
		3-3 家庭・地域との連携の充実		1 保護者と共に考える姿勢の重視	学校教育課
				2 教育実践に関わる情報の積極的な発信	学校教育課
				3 家庭・地域との連携・協力の推進	学校教育課
				4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置	学校教育課 社会教育青少年課
		3-4 良好な教育環境と教育の機会均等の推進		1 経済的に課題を抱えている子どもたちに対する支援	学校教育課
				2 望ましい学校規模の実現についての検討	学校教育課
				3 学校法人への補助事業の実施	学校教育課
				4 児童生徒の就学の適正運用	学校教育課
				5 若者の本県回帰・定着促進に向けた奨学金返金支援	学校教育課
	4 将来の山形市を担う人財の育成	4-1 山形市立商業高等学校における教育内容の充実		1 学校教育内容の充実	学校教育課 商業高等学校
				2 充実した先進的な教育環境の整備	商業高等学校
2 生涯学習の推進	5 生涯学び、人と地域とのかかわり、よりよい社会を築くづくり	5-1 生涯学習支援体制の充実		1 生涯学習に関する環境の整備	社会教育青少年課
				2 生涯学習に関する情報の提供	社会教育青少年課
				3 市民の生涯学習活動への支援	社会教育青少年課
				4 社会教育団体の育成及び支援	社会教育青少年課
		5-2 市民の主体的学習を支援する図書館運営		1 市民の立場に立った図書館サービスの充実	図書館
				2 ICTを活用した情報提供の推進	図書館
				3 資料の収集・整備・保存とその提供の充実	図書館
				4 多様な学習の機会や活動・発表の場の提供	図書館
				5 子どもの年齢に応じた図書館サービス	図書館
				6 学校図書館との連携と学校教育活動への支援	図書館
				7 広報・広聴及び情報発信の充実	図書館
				8 市民参加による図書館運営	図書館
				9 質の高いサービスを支える体制の整備	図書館
		5-3 社会教育事業の推進		1 社会的要請学習と地域づくり学習の推進	社会教育青少年課
				2 公民館職員研修実施体制の充実	社会教育青少年課
				3 学校・地域との連携協働	社会教育青少年課
				4 「成人の祝賀式」の開催	社会教育青少年課
				5 「放課後子ども教室推進事業」の実施	社会教育青少年課
	6 恵まれた自然環境での体験活動を通た、心身ともに健全で豊かな人づくり	6-1 市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施		1 子ども自身による体験学習の場の提供	少年自然の家
				2 親子によるふれあいの場の提供の推進	少年自然の家
				3 自然と共生する事業の充実	少年自然の家
		6-2 広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備の推進		1 各種利用団体への支援	少年自然の家
				2 野外活動センターの事業の充実	少年自然の家
				3 社会貢献活動の推進	少年自然の家
				4 施設環境の整備の推進	少年自然の家
				5 職員研修の充実	少年自然の家

施策の方向	基本施策	施策		■ 取組	担当課
2 生涯学習の推進	7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり	7-1	青少年の健全育成活動の充実	1 青少年の健全育成体制の充実	社会教育青少年課
				2 青少年健全育成団体等への支援・協力	社会教育青少年課
				3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知	社会教育青少年課
		7-2	児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保	1 子どもの安全・安心対策の組織的推進	管理課 学校教育課 社会教育青少年課
				2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実	社会教育青少年課
				3 緊急情報の迅速な配信	社会教育青少年課
				4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実	社会教育青少年課
		7-3	青少年を取り巻く環境の改善	1 有害広告・有害図書等の監視・調査	社会教育青少年課
				2 青少年のインターネット適正使用の啓発	社会教育青少年課
				3 薬物乱用防止の啓発	社会教育青少年課
		7-4	青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実	1 街頭指導の実施	社会教育青少年課
				2 少年相談の実施	社会教育青少年課
				3 研修会の実施	社会教育青少年課
				4 広域連携の推進	社会教育青少年課

4 事務の点検及び評価（令和2年度事業分）

施策の方向 1 学校教育の充実	
基本施策 1 魅力ある学校づくり	
施策	時代の変化に対応した教育の推進
1-3	時代の変化に対応できる子どもを育成するため、グローバルな視点から様々な課題に適切に対応し解決するための資質・能力、情報活用能力の養成を図る。

<令和2年度事務事業の点検及び評価>

令和2年度 運営方針	
■取組1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進	
(1) グローバル化に対応した英語教育の推進 新学習指導要領に則り、小中学校の英語教育を推進する。 ① 英語授業の充実 研究授業・教員研修を通して、小中学校における時数確保や指導内容の具体的なイメージを共有し、指導力の向上に努める。 ② 学校へのA L T（外国語指導助手）派遣 小中学校に計20名のA L Tを配置し、児童生徒の国際理解の推進および語学力の向上を図る。 (2) スワンヒル市短期交換留学の推進 姉妹都市であるオーストラリア・スワンヒル市から、中・高校生15名の短期留学生を受け入れる。 受け入れ時には、山形市の魅力を伝えと共に、国際的な視野を広げ、学校生活や家庭生活を通して同世代との友好を深める。 (3) 郷土愛を育む教育の推進 国際理解を推進する基盤として、世界に目を向ける体験・学習を進めるとともに、新聞や「ベニちゃんのまるごとやまがた」などの資料を活用しながら、自らが暮らす地域を知り「山形らしさ」を誇りに思う気持ちを育む。	
■取組2 I C T教育の推進	
新学習指導要領の完全実施に合わせ、市内小中学校にタブレット端末を導入し、機器の活用と既存の教育技術との融合を図ることで、次世代の学校教育の実現に向けたより一層のI C T教育の推進を図る。 (1) I C T教育による情報活用能力の育成 ① 2020年度に山形市内小学校全校に対しタブレット端末を配備し授業への活用を促進することで、子どもたちが主体的に情報活用能力を身につけ、時代の変化に対応できる資質・能力をはぐくむ。 ② タブレット端末等のI C T機器を活用した授業を行い、新たな学びの実現を目指す。 ③ I C Tを活用して学習ニーズや1人ひとりの個性に応じた学習を展開する。 ④ I C T支援員の配置の充実を図り、小学校36校に対し12名のI C T支援員を配置し、3校に1人のI C T支援員配置を実現することで各小学校のI C T教育推進を支援し、子どもたちの学びを保証していく。 (2) 教職員のI C Tを活用した指導力の向上 ① 総合学習センターに研修用タブレットを導入し、教職員研修に活用して指導力の向上を図る。 ② タブレット導入に際し、各校教職員に対するタブレット端末活用促進のための研修会を行う。 ③ 既存の教育情報ネットワーク及び機器を活用する。	

④ プログラミング教育実践や教育研究所における研究を基に、授業での活用事例を示したり、導入機器やシステムの有効利用を図るための教員向けの研修会を実施したりする。
■取組3 科学・技術教育の推進
山形市理科教育センター事業の充実 (1) 小学校における理科授業指導法の研修の推進 実験道具の適切な使用方法や実験後の考察の仕方など、専科教員だけでなく、全担任が自分の学級で理科の教科指導ができるような指導法を身につけるための研修会を実施する。 (2) 中学校理科教員の指導法向上のための研修会の実施 薬品の適切な管理についての研修を行うなど、理科主任や若手理科教員を中心に、実技研修に重点を置いた授業のスキルアップのための研修会を実施する。 (3) 児童生徒向けの科学教室の開催 児童生徒の科学に対する興味・関心を高めるために市内に広く周知を図り、出前講座や理科教育センターでの科学教室を実施する。
■取組4 環境・福祉教育の充実
(1) 美わし山形スクール・エコプランの推進 空き缶リサイクルやゴミの分別による資源の再利用など、学校は身近なことから、できることから環境に配慮した取組を行う。系統的、総合的に学校の環境教育活動の推進と充実を図り、環境と共生できる、環境にやさしい生活の実践者を育成することをねらいとし、年間を通して学校の実情に応じた環境教育を行う。 (2) 福祉教育の充実（市社会福祉協議会との連携） すべての人を個人として尊重し、思いやりの心をもって助け合いながらともに生きていこうとする子どももの育成を目指し、市社会福祉協議会と連携を図りながら、各学校で様々な人々との交流学习等を行う。
■取組5 情報ネットワークの推進運営と情報モラル教育の推進
(1) 情報ネットワークの推進運営 ① 総合学習センターを中核に市立小・中学校の教育情報ネットワークを管理・運用し、情報教育の充実のため、学習用コンテンツの提供や支援者の派遣を行う。 ② 学校情報セキュリティポリシーの運用を支援する。 (2) 情報モラル教育の推進 ① 子どもの情報モラルを育成する。 ・子どもの状況を把握するため全校対象に実態調査を抽出実施し、その結果を各校に周知して指導に活かす。 ・教員専用のポータルサイトで、授業等で使用する学習教材を提供する。 ・学校と学習センターが連携し、教員・子ども・保護者向けの情報モラル教室を実施する。 ② メディアの使用時間増に伴う、視力の低下や斜視などの健康面への配慮について、家庭と連携し適切な使用の仕方について啓発を図る。

■取組6 小学校プログラミング教育の充実【新規】	
(1) プログラミング教育を実施する環境の整備 小学校に段階的にタブレットPC等のICT機器を整備し、PC教室以外の場所においてもプログラミング教育の授業が実施可能な環境を整える。また、ICT支援員の増員をはかり、各校のプログラミング教育の授業のサポートやICT機器の積極的な活用を支援する。 (2) プログラミング教育に係る研修会の実施 山形市教職員研修の一環として、プログラミング教育の意義やあり方を理解し、プログラミング的思考を育むための授業づくりについて研修会を実施する。	
令和2年度 取組の実施状況	
<u>取組1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進</u> 小中学校に20名のALTを配置する計画であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各国から新規招致者が入国できず、現行の17名の配置に留まったため、小学校の授業時数増に伴い、ALT1人当たりの負担が大きくなってしまった。 スワンヒル短期交換留学の受け入れについては、新型コロナウイルス感染症による入国制限が緩和されなかったため、中止とした。 魅力ある学校づくり事業では、地域人材を活用しながら地域の文化について学ぶ活動が多く計画されていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、51校中46校が活動の中止や活動内容の変更を余儀なくされた。	
<u>取組2 ICT教育の推進</u> (1) ICT教育による情報活用能力の育成 ①令和2年度内にタブレット端末の18,463台の配備が完了した。タブレット端末を授業に活用するためには、教員と児童生徒がタブレット端末に慣れることが第一条件となるため、初年度は端末に標準装備されている機能等を授業で活用するところを中心に活用を進めた。 ②タブレット端末のWeb会議システムを活用し、小規模校同士をつないだ遠隔授業や、学校と関係機関を結んだ遠隔授業を実施し、学校の壁を越えた新たな学びを実現した。 ③AIドリルソフトやタブレット端末を活用することで、個別の学習ニーズに対して対応した学習を実施している。 ④ICT支援員をこれまでの3名から9名増員を図り、計12名の支援員を確保することで小学校3校に1名の支援員を配置することができた。 (2) 教職員のICTを活用した指導力の向上 ①総合学習センターの研修用タブレットを活用し、ICT機器を活用した授業づくり研修会（年4回）等の教職員研修を行った。 ②・③令和2年11月から令和3年1月にかけて小・中学校全校を訪問し、タブレット端末導入研修会を教員向けに行うことで、教職員のタブレット端末を含めたICT活用に対する意識付けを行った。また、各学校でのICT活用の旗振り役である各校情報主任を集め、臨時情報主任研修会を実施しタブレット端末の運用管理に対する研修を実施し、令和3年の本格的運用に対する準備を整えることができた。	

④プログラミング教育実践や教育研究所における研究をもとに、授業での実践事例を総合学習センターポータルサイト上に掲載し、活用実践事例やモデルカリキュラムを各校での実践に役立てることができるようにした。

取組3 科学・技術教育の推進

新型コロナウイルス感染拡大のため、小中学校理科主任研修会を紙面開催した。山形大学今村教授を講師にお招きし、小学校で導入されたプログラミング教材を用いた授業づくりに関する講座を行った。児童生徒向けの出前講座、科学教室を計32回行い、1009名の参加があった。

取組4 環境・福祉教育の充実

スクール・エコプランでは各学校において、環境教育全体計画を作成し、児童・生徒、教職員の共通理解のもと、環境教育に取り組むための方針が設定された。

山形市社会福祉協議会が行っている「福祉教育校指定事業」において、市立小中学校24校を福祉教育指定校に指定し、地域のボランティア活動を行ったり、お年寄りや幼児、障がいのある方々との関わり方について学習したりした。

取組5 情報ネットワークの推進運営と情報モラル教育の推進

総合学習センターを中核に市立小・中学校の教育情報ネットワークを運用・管理を行い、情報教育の充実のため、学習用コンテンツの提供や支援者の適切な派遣（ICT支援員12名の派遣）を行った。

GIGAスクール構想の実現にむけ、総合学習センターに集約している各学校からの回線、インターネット接続回線、通信トラフィック状況を調査し、約18400台のタブレット端末からのインターネット接続について遅延等が起らないよう、回線の増線・増速と負荷分散するためのサーバー機器の増強を行った。また、サーバー運用管理のために、ヘルプデスク対応人員（外部委託）を1名増員し3名体制で管理を行うようにした。

情報技術の向上や時代の要請に合わせセキュリティポリシーの改定・更新を図り、令和3年度より運用できるよう準備を行った。学校情報セキュリティポリシーの運用をしっかりと意識づけるために、計画訪問時に情報セキュリティについて監査を行った。細かに点検確認を行い、指導を行うことでセキュリティの遵守を声かけすることができた。

子どもの情報モラルを育成するため、毎年山形市の小中学校全校を対象に実態調査を行い、その結果を各校に周知して各校児童生徒へ指導に生かしている。教員専用のポータルサイト内に学習教材を作成、更新を行い、教員が授業等で児童生徒に指導できるよう教材の整備を行った。また、学校の要請に応じ、情報モラルの出前講座を行い、教員、児童生徒、保護者を対象に啓発活動をおこなっている。

取組6 小学校プログラミング教育の充実【新規】

小・中学校全校に対しタブレット端末整備が完了し、PC教室以外の場所においてもプログラミング教育の授業が実施できるよう環境整備を行った。ICT支援員の増員をはかり、各校のプログラミング教育の授業のサポートやICT機器の積極的な活用を支援した。山形市総合学習センターのポータルサイトの中にプログラミング教育の年間計画案をモデルとして掲載し、各学校での計画立案時に活用できるようにした。

また、山形市教職員研修の一環として、プログラミング教育の意義やあり方を理解し、プログラミング的思考を育むための授業づくりについて研修会を実施し、プログラミング教育必修化に対して対応を図った。令和2年度の研修会はコロナ禍ということもあり、実施計画通りはできなかったが、実施できた研修では指導主事が講師となり、研修時間はそれぞれ約2時間程度で参加人数は延べ60名程度であった。

成果指標

年度	R1	R2	R3	R4	R5
指標名(説明)	1日1回以上タブレットを活用して授業を行った教員の割合(%)				
目標値	—	—	30	50	70
実績値	—	—			

評価

取組1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進

後期、外国語活動および外国語の授業を8授業参観した。小中学校ともに児童生徒が興味をもてる課題設定、十分なインプットからアウトプットへの展開など、指導力の向上を見られた。

魅力ある学校づくり事業については、計画通りに実施できなかった部分が多いが、各校で創意工夫しながら地域の文化を学ぶ機会を確保することができた。

取組2 ICT教育の推進

タブレット端末を令和2年度に配備完了したことで、3年度からの活用が可能になった。

先行して活用を行った学校の中には、タブレット端末を使った学校の壁を越えたオンラインでの交流が次々と行われ、2つの学校をオンラインで結び、同一単元の授業を2つの学校で同時に行う新たな試みなど、コロナ禍での交流に新たな学びのあり方を示すような実践が増えてきている。特に小規模校が持つ、多様な意見が得られにくいといった課題の解決に大きな成果を上げている。タブレット端末を毎日少しずつでも使用することにより、子どものスキルの習熟も図られてきている。教員の研修会については、集合型研修一辺倒でなく、オンライン研修、オンデマンド型研修など、様々な形態で実施することができたことで、学校を離れずに研修を積むことができたり、やり方を工夫することで時間を有効に活用できたりすることができた。

成果

取組3 科学・技術教育の推進

理科授業づくり講座では、16名の参加があった。現職教員と学生との合同ワークショップを行い、様々な視点で意見交換を行い、プログラミングに関する授業づくりの視点について、共通理解を図ることができた。科学教室や出前講座では、普段の授業ではできないような実験を取り入れ、参加希望が多く好評であった。

取組4 環境・福祉教育の充実

各校のスクール・エコプランについて、市のポータルサイトに掲載し、学校間で情報を共有することができた。

	各学校において、特別の教科道德の授業等を通して、すべての人を個人として尊重し、思いやりの心をもって助け合いながらともに生きていこうとする態度を育てることができた。また、市立小中学校 24 校の福祉教育指定校においては、地域でのボランティア活動や様々な人々との交流学习等を通して、思いやりの心や助け合いの心を育てることができた。 <u>取組 5 情報ネットワークの推進運営と情報モラル教育の推進</u> 指導主事が学校に出向き、情報モラルに関する指導講話を行う事業を実施し情報モラルに関する啓発活動を行っている。教員、児童生徒だけではなく、PTA 保護者会などの要請もあり、メディアの使用時間増に伴う、視力の低下や斜視などの健康面への配慮や家庭と連携し適切な使用の仕方について啓発を図るべく講話を行い、トラブルの軽減に努めることができた。 (11 回 参加のべ 2096 人) <u>取組 6 小学校プログラミング教育の充実【新規】</u> プログラミング教育に特化した ICT 支援員を 6 名確保し、各校のプログラミング教育の授業のサポートや ICT 機器の積極的な活用を支援した。コロナ禍であり、外部事業者が学校に出入りすることがなかなか難しい状況であったが、プログラミング教育の実施に対し学校、教員、児童生徒を支援することができた。(116 回の訪問、243 時間の授業支援)
課題 ・ 改善案	<u>取組 1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進</u> 学習指導要領の改訂に伴い、小学校の外国語活動・外国語の授業時数が増加したが、新型コロナウイルス感染症の影響で ALT に欠員が生じたため、小学校の学級担任が単独で行う授業の割合が増えている。 新型コロナウイルス感染症等の状況に左右されない人員確保の方法を探る必要がある。 スワンヒル短期交換留学については、スワンヒル市事務局と協議の上、再開時期を慎重に検討する必要がある。 <u>取組 2 ICT 教育の推進</u> 重点：教員に対する ICT 教育に関する研修のさらなる充実、質の向上を図る。 (1) 教員の ICT 活用指導力の更なる向上を目指し、教員のニーズをとらえた充実した研修機会を提供する。ICT を活用した授業づくりに必要な先行事例の紹介や情報の提供を随時行っていく。具体的な ICT 活用の良さや注意点を、ホームページなどを通して随時発信していくことでさらなる活用の促進を図っていく。 (2) タブレット端末の不具合や故障等の不測の事態への柔軟な対応を図るべく、ヘルプデスク等の窓口の開設や学校に対する支援を手厚く行っていく。 すべてオンラインで代用という考え方が主流になりつつあるが、オンラインでもできること、集合しないと効果がないことなど、「ICT ならではのこと」と「ICT でもできること」など、目的と内容をしっかりとらえたうえで、最も効果を発揮する方法を検討する必要がある。

取組3 科学・技術教育の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止となった事業が計25あった。今後感染予防対策を講じながら、「小学校高学年の教科担任制」等も見据え、教員の指導力向上や、児童生徒の理科に対する興味・関心が高まるような講座をさらに検討していく。

取組4 環境・福祉教育の充実

各校のスクール・エコプランの内容や具体的な活動について、各学校のHPやお便りを通して積極的に家庭や地域に発信し、地域と学校の連携を密にしながら環境教育への理解を深めていく。

コロナウイルスの感染状況により、地域でのボランティア活動や様々な人々との交流学习等について実施方法の検討が必要である。

取組5 情報ネットワークの推進運営と情報モラル教育の推進

今後も情報教育の充実のため、学習用コンテンツの提供や支援者の適切な派遣を行い。積極的な運用を推進していく。情報技術の向上や時代の要請に合わせてセキュリティポリシーの改定・更新を図り、R3年度から運用できるようにする。

I C T活用が進んでいくと、タブレット端末からのトラフィック増大が予想され、ネットワークの管理が重要になってくると予想できる。負荷分散を行ったうえでシステム増強を行っているが、随時状況を調査・確認して迅速な対応を行えるように準備する。

取組6 小学校プログラミング教育の充実【新規】

学校間で取り組みに差が生じている。各教科の指導計画の中にプログラミング教育として、単元を位置づけ、計画的に進めている学校と計画が見えにくい学校がある。また、教科の中でのアプローチも様々で、工夫した取り組みをしている学校と教科書に準拠して行う学校もある。

この差を埋めるため、今年度同様、研修会を定期的に行ったり、各校の要請に対して、指導主事等が講師として出向いたりすることとする。また、山形市はプログラミング教育に特化したI C T支援員を配置しており、協力しながら実践事例等を収集、分析し、今後も教員向けのサイトへ掲載する。

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ 国際理解教育と郷土愛を育む教育、ICT 教育、科学・技術教育、環境・福祉教育、情報モラルを含めた情報教育、何れもこれからの時代に求められる必要な教育であろう。 特に、情報教育はこの新型コロナ・ウイルス禍でその重要性が再認識された。情報教育の問題は、情報スキルの習得よりも情報モラル教育のほうが重要だと考える。最近県外のある自治体でタブレット端末を使いたいじめの問題があった。タブレットの使用について守るべきことが児童に徹底されていなかったことから生じたものと思われる。個人所有の情報機器を含めて、児童生徒はもとより、児童生徒を見守る保護者へも情報モラル教育を行っていく必要があるだろう。 国際理解教育に必要な ALT を十分確保できなかったようであるが、この新型コロナ・ウイルス禍では致し方ないことであろう。日本人教員を含めた現行スタッフが共同してこの難局を乗り切るしかないであろう。国際教育理解には郷土愛教育が不可欠である。日本人教員にはこの面での役割も果たしていただきたい。
中井義時氏	○ 新型コロナ・ウイルス感染症の影響もあり、令和元年度末から加速した GIGA スクール構想の中、「ICT 活用による情報活用能力の育成」「教職員の ICT を活用した指導力の向上」と子どもと教師の資質・能力に関わる目標及び目標達成のための 8 つ具体的な手立てを考え、できることから計画的に実施している。特に、学校、教員に対し悉皆的な研修を実施していることは初期段階の対応として評価できる。 ICT を活用した授業については、遠隔授業や個別最適な授業など先進的な実践も見られることは好ましいことである。初期段階は学校格差、教員個人格差もあると思うが、先進的な実践を進めている学校がパイロットスクールとなって数校のグループネットワークを作り、他校にもその実践を拡げていくことや、ICT を活用した授業づくりを進めている教員を校内研修で活かしていくことなど、学校や教師の力で、目標を達成していく仕組みづくりが行われることを期待したい。 ○ 情報モラル教育について、教員、児童生徒だけではなく、PTA 保護者会などの要請に応じて、ICT の活用による諸問題の解決方法等の講話を、指導主事が積極的に実施した（11 回 2096 人）ことを評価したい。 情報化社会の更なる進展、子ども一人一台のタブレット端末の家庭での活用も見込まれる中で、情報モラル教育は教員誰もが日常的に実施しなければならないことであり、山形県教員指標の中では教員に必要な資質・能力として 3 項目設定されている。今後、各学校において情報モラル教育について校内研修会を運営できる教員を育成すると共に、すべての教員が山形県教員指標に掲げている情報モラル教育に関する 3 つの資質・能力を身につけていく体制を確立してほしい。 ○ プログラミング教育については、カリキュラムや指導方法が不明なこと、学校間、教師間でも取り組みの格差があることは山形県における教育の課題でもあると捉えている。このような中で、山形市がプログラミング教育に特化した ICT 支援員を 6 名確保し、各校のプログラミング教育の授業のサポート（116 回の訪問、243 時間の授業支援）を実施したことは評価できる。 ○ 山形市総合学習センターを中核にした情報ネットワーク推進のシステム構築、管理運営については、状況を把握しながら対応していることを評価したい。今後、10 年、20 年先の GIGA スクールを見据え、且つ先進事例に学びながら、学校や教師のニーズに対応できる環境整備と情報ネットワーク推進のシステムが進められることを期待したい。

社会から求められる資質・能力と本市の特色や課題を踏まえた研修をするために、研修内容を充実させ、学校や教員を支援していく体制をつくる。

<令和2年度事務事業の点検及び評価>

令和2年度 運営方針

■取組1 教職員研修の充実

(1) 教職員研修プログラム・体制づくりの推進

- ① 教職員の職務に関する研修会や、専門分野に関する研修会を開催し、教職員の指導力の向上を図る。
- ② 山形市教職員研修の実施2年目を迎え、教職員研修の構築と環境整備を更に進める。
 - ・市の歴史的文化遺産や特産物、魅力的な人材を授業等に取り入れていくための研修、いじめや不登校といった生徒指導上の課題解決に資する研修、学んだ知識をいかに活用するかといった学力向上をめざすための研修を実施する。
 - ・研修の見直しをはかり、山形市独自の研修の充実を図る。
- ③ 市立小・中学校教職員の資質向上をめざし、校長会・教頭会と連携しながら適切な指導を行う。
- ④ 事務職員対象とした研修を実施する。

(2) 教育研究所機能の充実

- ① 教職員の指導力の向上、及び児童生徒の学力の向上のために、各教科・領域ごとの研修の充実を図る。
- ② 複式学級のある学校や各学年単一学級の小規模校の状況に応じた学習指導の在り方を研修、研究することで、コミュニケーション能力の伸長及び学力向上を図る。

■取組2 校内研修の充実

(1) 校内研修の財政的支援

時代に対応した教育を展開し各学校の課題を解決するなど、校内研修の充実と活性化を図るために、外部講師を招聘するための財政的支援を行う。

(2) 要請訪問における学校に対する指導・助言

各学校の校内授業研究会等に、要請により指導主事を派遣することを通して、学校及び教員のニーズに応じた指導・助言を行う。

■取組3 教員の指導力の向上

(1) ミドルリーダーの養成

山形市教職員研修の新規研修会に、ミドルリーダー研修会を設け、主体的に学校経営に参画する教員を養成する。

(2) 時代に対応した指導力の向上

特別支援教育やQ-Uアンケートの学級への生かし方を研修する講座など、山形市の現状を踏まえ、ニーズに応える充実した研修を実施し、指導力の向上につなげる。

また、児童生徒の実態や社会の変化に応じた研修を行うことにより、現在、山形市の児童生徒に求められる豊かな心や確かな学力などを育むための指導力の向上をはかる。

- (3) 教員の学び合いによる資質・能力の向上
校内研究を活性化させる方策の一つとして研究主任研修会を開催する。研究主任を中心として、校内のOJTを活性化し、学び合いによる指導力の向上を推進する。

■取組4 教職員の健康保持と働き方改革

- (1) 教職員の働き方改革について
学校や担任が担う業務を整理するとともに、会議や行事等の精選を図ったり、チーム学校として専門スタッフや専門機関との連携を強化したりして、担任が子どもと向き合う時間や授業の準備を丁寧に行う時間の確保に努める。
- (2) 教職員の業務に対する継続的な支援
教職員の業務の質を高め、授業を中心とし、児童生徒に対して充実した教育活動を行うことができるように学校の体制づくりを支援する。教員の事務作業（学習プリント印刷や授業準備等）等をサポートするスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の配置について、国・県と同一歩調の中で学校への配置を進める。
- (3) 長時間労働の是正
管理職による各教職員の勤務実態把握に努め、長時間勤務がないように、校務分掌等の見直しを継続的に行う。長時間労働の勤務があった場合には、面接指導を適切に行う。
- (4) メンタルヘルスの推進
山形市立学校教職員に係るストレスチェック制度実施規程に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止と職場環境改善のため、全ての市立学校の教職員を対象としてストレスチェックを実施する。
また、精神的な疲労の蓄積が認められ本人からの申し出があった教職員に対しては、学校産業医等による面談指導を行う。

令和2年度 取組の実施状況

取組1 教職員研修の充実

- (1) 教職員研修プログラム・体制づくりの推進
中核市移行にともない、教職員の指導力向上を図るために、市教育委員会で実施する研修を企画・整備した。研修は、次の7種類に分類し、合計で63講座を設定したが、新型コロナの影響により、14講座が代替研修、38講座が中止となった。
- | | |
|--------------------------|-------|
| ① A研修(基本研修・教職経験年数に応じた研修) | 6 講座 |
| ② B研修(管理職研修) | 1 講座 |
| ③ C研修(主任・主務者等研修) | 11 講座 |
| ④ D研修(理科教育センター研修) | 5 講座 |
| ⑤ E研修(推薦・希望研修) | 8 講座 |
| ⑥ F研修(テーマ・スキルアップ研修) | 29 講座 |
| ⑦ G研修(訪問研修) | 3 講座 |
- (2) 教育研究所機能の充実
少子化による少人数の学校の増加に伴う、多様なコミュニケーションの機会の減少などの様々な課題解決に向け、山形市における小学校間の交流学習の在り方を探ることを目的として活動した。
市立小中学校の教員からなる調査員が、活力ある学校づくりの実現に向け、多様なコミュニケーション

の方法を検討した。新型コロナウイルス感染防止の新しい生活様式の中、ICT機器を活用した学校間での交流学习の在り方を考え、実践を重ねた。

取組2 校内研修の充実

(1) 校内研修の財政的支援

校内研修への補助事業について、小中学校合わせて44校から支援の希望があり、そのうち36校を対象校として選定した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により4校が実施出来ず、32校の実施となった。

＜実施校内訳＞

学習指導に関する研修 15校（小学校14校・小中併設校1校）

教育相談・生徒指導に関する研修 17校（小学校14校・中学校3校） 計 32校

(2) 要請訪問における学校に対する指導・助言

担当	学校教育 課	学習セン ター	スポーツ保 健課	社会教育 課	自然の 家	教育事務 所	その 他	計
回数	50	17	6	2	4	4	0	83

※新型コロナウイルス感染予防のため、後期からの実施。

- ・新学習指導要領の主旨に基づき、学習者の学びの過程を大切にした授業づくりについて指導・助言を行った。
- ・「指導と評価の一体化」の観点から、評価規準や評価場面、方法を明確にして単元づくりを行うことの大切さについて指導・助言を行った。

取組3 教員の指導力の向上

(1) ミドルリーダーの養成

新型コロナウイルス感染症により研修会を中止とした。

(2) 時代に対応した指導力の向上

新型コロナウイルス感染症により一部を除き多くの研修会を中止とした。

(3) 教員の学び合いによる資質・能力の向上

新型コロナウイルス感染症により研修会を中止とした。

各校の校内研究においてOJTを活用した教員の学び合いを推進した。

取組4 教職員の健康保持と働き方改革

(1) 教職員の働き方改革について

業務の整理、会議・行事等の精選、専門スタッフや専門機関との連携強化

(2) 教職員の業務に対する継続的な支援

スクール・サポート・スタッフは市立小中学校に12名配置。（小8校、中4校）

部活動指導員は市立中学校15校に1名ずつ配置の予定であったが、うち1校は人材が確保できず、14名の配置となった。

(3) 長時間労働の是正

長時間労働に係る面接指導該当者について毎月報告を受け、産業医による面接指導を1名実施。

(4) メンタルヘルスの推進

メンタルヘルス調査を実施（8月中旬から9月上旬に実施）

- ① 実施該当者数：1,319名（常勤の教職員）
- ② 回答者数：1,297名（回答率98.3%）
- ③ 面接指導を受けた教職員の人数：1名

評価

取組1 教職員研修の充実

(1) 教職員研修プログラム・体制づくりの推進

多忙な教職員が一人でも多く研修に参加できるように、魅力ある講師や研修内容の設定、研修の開始時刻や場所等を工夫した。また、教職員が山形の独自性や山形ならではの意識する場となるために、「山形の特色を生かした授業づくり研修会」として、山形市内をフィールドワークでまわりながら地形や環境などを学ぶ研修や、地形や地域を考慮した防災について学ぶ研修を設定した。しかし、新型コロナウイルスの影響により、14講座が代替研修、38講座が中止となった。

(2) 教育研究所機能の充実

新型コロナウイルス感染防止の新しい生活様式の中、ICT機器を活用した学校間での交流学习の在り方を研究することができた。

取組2 校内研修の充実

(1) 校内研修の財政的支援

校内研修への補助事業について、小中学校合わせて44校と多くの学校から支援の希望があり、教員の力量の向上に意欲的な姿勢が見られた。支援を行った学校では、各校の課題に応じて、内容の焦点化が図られた実のある研修が実施された。

成果 (2) 要請訪問における学校に対する指導・助言

要請訪問について、新型コロナウイルスの影響により後期からの実施となったが、83件もの要請があり、各学校とも、コロナ禍においても工夫を施しながら校内研究を推進していた。多くの学校が校内研究を学校経営の中核に位置付け、精力的に授業改善を進めていた。新学習指導要領の主旨を踏まえた授業改善に取り組むよう指導・助言を行うことができた。

取組3 教員の指導力の向上

(3) 教員の学び合いによる資質・能力の向上

各校における校内研究において、OJTを活用した教員の学び合いを通して、児童生徒理解力や授業力、学級経営力等の指導力の向上につながっている。

取組4 教職員の健康保持と働き方改革

(1) 教職員の働き方改革について・(2) 教職員の業務に対する継続的な支援

スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置が、業務軽減につながっている。

(3) 長時間労働の是正 (4) メンタルヘルスの推進

教師自身の勤務状況等の意識化が図られるとともに、職場環境の改善につながっている。

課題 ・ 改善案	<u>取組1 教職員研修の充実</u> (1) 教職員研修プログラム・体制づくりの推進 できるだけ多くの教職員が参加しやすいような環境整備に努めるとともに、より魅力的で指導力の向上につながるような研修を企画していく。また、教職員研修の形式について、「対面集合型」「オンライン型」どちらが研修の特質に合っているか検討して実施する必要がある。その際、オンライン型研修をより充実させるために、総合学習センターや各学校において必要なＩＣＴ環境を整備していく。 (2) 教育研究所機能の充実 今日的な教育課題に関すること及び新型コロナウイルス感染症対策やそれに伴う国や県の動向を踏まえ、複式学級のある学校や各学年単一学級の小規模校の状況に応じた学習指導の在り方など、最大限子どもたちの健やかな学びを保障できるような研究を行う必要がある。 <u>取組2 校内研修の充実</u> (1) 校内研修の財政的支援 校内研修補助事業について、当初 36 校を支援対象校として選定したが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から外部講師を招聘しての研修会を実施できなかった学校が小中合わせて 4 校あった。新型コロナウイルスの感染状況次第では今後も集合型研修の実施が難しくなることもあるため、ＩＣＴ機器を活用したリモートでの研修会の実施方法などを各学校に紹介していくことも必要である。 ・ (2) 要請訪問における学校に対する指導・助言 要請訪問について、学習したことを活用する場面の設定の仕方や、振り返りのあり方などについて指導をしていく。また、全ての学習活動でかかわる力を育てようとするあまり、話し合い活動やグループ活動が目的化している授業があるため、教科のねらいに即した学習過程を意識して授業づくりを行うよう指導や助言を行っていく必要がある。 <u>取組3 教員の指導力の向上</u> (1) ミドルリーダーの養成・(2)時代に対応した指導力の向上・(3)教員の学び合いによる資質・能力の向上 新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの研修会やＩＣＴを活用した研修会の開催方法を検討し、研修の機会を確保していく必要がある。 (3) 教員の学び合いによる資質・能力の向上 若い教員が増えていることを考え、ＯＪＴを活用した教員の学び合いによる指導力の向上をさらに推進していく必要がある。 <u>取組4 教職員の健康保持と働き方改革</u> (2) 教職員の業務に対する継続的な支援 スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置拡大を、国・県と同一歩調の中で進めていく必要がある。

	(4) メンタルヘルスの推進
--	----------------

	メンタルヘルス調査実施時期が夏季休業明けとなり、学校現場の繁忙期とのずれが生じるため、メンタルヘルス調査の実施時期を早め対応する。
--	---

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ 教育内容が複雑化、多様化していく中で、教職員に求められることが年々増えてきている。その期待に応えるために教職員の資質向上を図る必要がある。学校内外で行われる研修はそのため有効であろう。 新型コロナ・ウイルス禍にあつて予定されていた研修の多くは中止せざるをえなかったようであるが、致し方ないことであろう。教職員の資質向上で最も重要なのは、学校内での研修、話し合い、コミュニケーションだと思っているので、外でやれない分これらをさらに充実させて対応していただきたい。 教員がやるべきことが余りにも多すぎ、それが教員の疲弊、ひいては教育の質の低下につながる恐れがある。教員の資質向上には負担軽減が必須であり、そのためには他で代替できることを委譲していくことが必要であろう。児童生徒のクラブ活動を含む放課後活動の支援、PTA 活動、教育資料等の作成等々、他の人でもやれることは可能な限り移してやっていただきたい。 教員の負担の軽減は、教員希望者の減少を食い止め、ひいてはより高い能力を有する教員を確保していくためにも必要であろう。
中井義時氏	○ 新型コロナ・ウイルス感染症により多くの集合研修が中止となったが、中核都市としての研修内容の計画は評価できる。特にE 研修（推薦・希望研修）8 講座、F 研修（テーマ・スキルアップ研修）29 講座と充実していることは個々の教師のニーズに対応していると言える。また、「山形の特徴を生かした授業づくり研修会」として、山形市内をフィールドワークでまわりながら地形や環境などを学ぶ研修や、地形や地域を考慮した防災について学ぶ研修は現行学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程に通じるものであり、今後も充実してほしい。 ○ 校内研修の支援については、各学校への財政的支援、要請に応じた訪問指導など充実した取り組みが見られる。また、訪問指導を通して授業づくりの課題を把握し、教員の指導力の向上に努めている。教育事務所や教育センターの指導主事、大学の教員等を校内研修等で指導を受けている学校も多いことから、今後も県や大学と連携しながら各学校の校内研修への支援及び教員の指導力向上の対策を強化してほしい。 ○ 今後の教職員研修の形式について、「対面集合型」「オンライン型」どちらが研修の特質に合っているか検討して実施していくは必要なことである。コロナ禍の中での困難さもあるが工夫した研修に努めてほしい。同時に、新型コロナウイルス感染症の対応としてではなく、GIGA スクール構想推進の中でのオンライン研修のよさについて確認し、学校に周知したり、学校と一緒に新たな研修方法を開発したりしてほしいと思う。 ○ 教職員の働き方については、勤務管理や業務削減、組織運営の工夫や教員の意識改革等だけでは改善しきれない問題があり、教員の超過勤務を削減して現在の教育活動を維持していくには人的支援は欠かせない状況まできている。このような中で、中学校運動部活動における外部人材の活用や部活動指導員の配置、特別支援指導員の増員を行い、さらに、令和2年度からスクール・サポート・スタッフ（一日6時間の週5日間）が小中学校51校中32校に配置されたことを高く評価したい。

山形市内小中学校超過勤務の状況として、月の超勤務時間 46～79 時間の教員の割合が高くなっているのが気になる。令和 2 年度から毎月実施している「全教職員在校等時間調査結果」を整理・分析し、その変化の要因を考察し、課題等を把握して改善策を講じていくことが重要である。働き方改革の基本的なこととして、管理職においては「教員が授業準備や教材研究、児童生徒の相談等に専念できる学校運営体制」が構築できるよう、各学校の特色や実状に応じた指導をお願いしたい。

その中で、教員のモチベーション（やる気・生きがい）の維持や、マインドの改革（ワーク・ライフ・バランス）についても配慮願いたい。

施策の方向 1 学校教育の充実	
基本施策 2 安全・安心の学校づくり	
施策	健やかな心身の育成
2-1	心身ともに健全な児童生徒の育成をめざし、関係団体との連携を深めながら、各学校における健康教育や学校体育が一層充実するよう支援を行う。

<令和2年度事務事業の点検及び評価>

令和2年度 運営方針	
■取組 1 健康に関する教育の推進	
(1) 保健学習・保健指導の充実 ① 計画指導訪問及び要請指導訪問等において、「保健指導」「食に関する指導」の充実を図る。 ② 各学校における学校医等と連携した研修の充実を図る。 (2) 望ましい生活習慣の確立 健康教育を推進し、生活習慣の改善等の教室を開催し、意識の向上を図る。 (3) 肥満傾向にある児童への健康指導 「健康教室」(肥満傾向児指導研修会)を開催し、正しい理解と対策を図る。 (4) 食に関する健康課題を有する児童生徒への対応 各学校において指導体制を整備し、全教職員の共通理解のもと、保護者や主治医、学校給食センターとの連携を図り、適切に対応する。 (5) 学校保健委員会を活用した児童生徒の健康の保持増進 山形市学校保健大会を開催し、学校保健の充実を図ることをねらいとして開催する。	
■取組 2 食育の推進	
栄養教諭や管理栄養士等との連携 児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭や学校給食センターの管理栄養士等との連携を図りながら、食に関する指導を推進する。 ※栄養教諭は、山形市には平成28年度より小学校2・中学校1校に3名配置されており、食に関する指導の中核を担う役割として学校に配置されている。	
■取組 3 学校体育の充実	
体育授業の充実 (1) 計画指導訪問及び要請指導訪問等において、授業内容の充実に向けた指導を行う。 (2) 健康教育における課題解決の実践の場として、研究委嘱校による研究を推進する。 (3) 学校体育研修会を開催し、教員の指導力向上を図る。	
■取組 4 適切な運動部活動の推進と外部人材の活用	
(1) 適切な運動部活動の推進 「山形市における運動部活動の方針」に基づき、「各学校における運動部活動の方針」を見直し生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長を目指すという観点に立ち、生徒にとって望ましい運動部活動を推進する。 (2) 運動部活動の外部人材の活用 スポーツ指導に係る専門性を有し、教員と連携して運動部活動を支える部活動指導員の配置を推進する。	

■取組5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携 中学校体育連盟、小学校体育連盟と共催し、中学総体や新人戦等各種大会、各種記録会やスポーツ教室等を開催する。
■取組6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実 (1) 健康診断の実施 ① 児童生徒の定期健康診断を実施し、管理及び指導を行う。 ② 教職員の定期健康診断を実施し、結果の集計及び管理を行う。 ③ 次年度就学予定の子どもの健康診断を実施する。 (2) 学校環境衛生検査の実施 学校飲料水、プール水質、室内空気中化学物質の濃度測定、ダニアレルゲン量等の検査を実施し、管理指導を行う。
令和2年度 取組の実施状況
<u>取組1 健康に関する教育の推進</u> (1) 保健学習・保健指導の充実 特に新型コロナウイルス感染症を含めた感染症に関する保健学習を学校医と連携し、各学校においてすすめられた。 (2) 望ましい生活習慣の確立 医師会と連携した健康教育講座の実施（希望校9校にて実施）。 (3) 肥満傾向にある児童への健康指導 肥満傾向の児童および保護者に対して改善を図るため健康教室はコロナの影響により中止したが、令和元年度に医師や養護教諭、栄養教諭等で構成された山形市肥満対策ワーキンググループを立ち上げ、指導資料を作成し各学校での肥満指導に活用した。 (4) 食に関する健康課題を有する児童生徒への対応 年2回開催の食物アレルギー研修会は、コロナの影響により中止。 (5) 学校保健委員会を活用した児童生徒の健康の保持増進 山形市学校保健大会は、コロナの影響により中止。 <u>取組2 食育の推進</u> 令和元年度より栄養教諭作成の食育だよりを毎月発行し、児童生徒及び家庭における食育の推進を図った。 <u>取組3 学校体育の充実</u> ・千歳小学校を研究委嘱校（1年目）として研究推進・実践を行った。 ・小学校のスキー教室へ奨励費を交付し、冬季スポーツの充実を図った。 <u>取組4 適切な運動部活動の推進と外部人材の活用</u> (1) 適切な運動部活動の推進 コロナの影響を受け、東北・全国大会等は中止。また、感染症対策に留意した部活動となるよう国及び県の方針を踏まえ対応した。

(2) 運動部活動の外部人材の活用

令和年度に任用した部活動指導員 14 名のうち 12 名が、市立中学校 12 校の運動部活動の指導に当たった。

取組 5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携

小学校体育連盟、中学校体育連盟と共催による大会や事業を以下のとおり開催又は中止した。

＜開催したもの＞

小学校 3 事業（ボール運動、スポーツ教室、指導者養成事業）

中学校 1 事業（新人大会）

＜中止したもの＞

小学校 2 事業（陸上、水泳）

中学校 3 事業（駅伝大会、市中総体、スキー大会）

取組 6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実

(1) 健康診断の実施

- ・児童生徒健康診断の補助業務の実施：対象者（小中高）：18,672 名

尿検査：19,162 名 心電図検査（小中高 1 年）：4,280 名 胸部 X 線検査（高 1 年）：282 名

- ・教職員健康診断の実施：1,150 名受診（精密検査該当者：602 名 精密検査受診率 95.7%）

- ・就学時健康診断の実施：2,000 名対象

(2) 学校環境衛生検査の実施

学校飲料水検査、室内空気中化学物質の濃度測定、ダニアレルギー量等の検査を実施。プール水質検査については、水泳の学習を実施しなかったため、水泳部のある中学校 8 校のみ実施。

評価

成果

取組 1 健康に関する教育の推進

(2) 望ましい生活習慣の確立

令和 2 年度より医師会の補助事業となり健康教育講座の活用希望校が増加となった。

（元年度：2 校 → 2 年度：9 校）

取組 2 食育の推進

食育だよりの発行を通じて、食品ロスや地産地消、食事マナーなど様々な分野の食育推進が図られた。

取組 3 学校体育の充実

計画訪問、要請訪問及び研究委嘱校での授業を通して、運動の特性を踏まえた指導について理解を深めることができた。また、新旧学習指導要領の変更点について共通理解を図ることができた。

※コロナの影響により実技研修は中止とした。

	<u>取組 4 適切な運動部活動の推進と外部人材の活用</u> (1) 適切な運動部活動の推進 中学校では、コロナ禍により活動自体の制限がなされる中、感染防止対策を講じながら活動内容を精選し、限られた活動時間の有効活用など部活動経営の見直しが図られる機会となった。 (2) 運動部活動の外部人材の活用 外部人材の活用では、部活動指導員のうち 12 名が、各中学校において複数の部に関わって基礎的な指導をしたり、単独の部の指導で強化を図ったりするなど有効に活用されている。 <u>取組 5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携</u> ・小学生は、市の大会は中止になったものの、感染対策を行いながらボール運動交歓大会等が実施され、運動技能の向上と児童相互の親睦を図ることができた。 ・市中学校体育連盟作成の感染防止マニュアルをもとに、参加者や保護者への理解を求めながら無事新人大会が開催された。引き続き感染対策を講じながら県大会へ進んだ団体・個人が活躍した。 <u>取組 6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実</u> (1) 健康診断の実施 ・教職員健康診断において、精密検査受診率は高い数値を維持できている。 ・就学時健康診断をコロナ禍において実施するにあたり、帯同看護師の派遣等を行いスムーズな運営にあたることができた。
課題 ・ 改善案	<u>取組 1 健康に関する教育の推進</u> 新型コロナウイルス感染症の状況が日々変化していることより、状況を見極めながら、正しい情報を伝えるとともに適切な対応となるよう努める。 <u>取組 2 食育の推進</u> 朝食摂取や共食の状況などをみると心配な状況があるので、食育への意識をより高めるため、各校に栄養教諭を派遣し授業参画や個別指導を実施するとともに教職員ポータルサイトに食育の指導案や指導資料を掲載し各校での食育指導へ活用したり、給食センターの栄養士による栄養指導を行ったりするなど、栄養教諭や栄養士と連携しながら食育の意識向上を図る。 <u>取組 3 学校体育の充実</u> 今後も、体育・保健体育の内容のニーズを把握しながら、指導・助言や研修会を通して、効果的な指導方法の情報を発信、実技を通じた研修を通し、教員の指導力の向上を図っていく。 <u>取組 4 適切な運動部活動の推進と外部人材の活用</u> 「山形市における運動部活動の方針」が策定され、各学校においてそれに準じた活動となっているが、保護者や地域の方々へも理解が深まるよう確認していく必要がある。また、令和 2 年 9 月に

文部科学省より「学校の働き方改革をふまえた部活動改革」が示され、休日の部活動を地域人材が担い、地域部活動を推進していくための実践研究を都道府県単位ですすめている。令和5年度以降は、休日の部活動の段階的な地域移行を全国展開していく予定となっており、今後、国や県の動向を注視しながら山形市としても検討をすすめる必要がある。

取組5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携

文化活動と基準が異なっていた出場奨励費について、関係各団体等と協議しながら、適切な基準となるよう見直しを図る。

取組6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実

就学時健康診断において、小学校の負担が大きいため、今後とも運営方法について検討する。

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ 心身ともに健全な児童生徒を育成するためには、保健学習・指導、食育、学校体育、運動部活動、健康診断・環境衛生検査が大切であることは言うまでもなからう。 この中では食育に注目したい。食するものがどのような素材でどのように作られているか、その工程を知るとは、無駄をなくし、環境にやさしい行動をとることを教えるために最も有効であると考え。給食での季節に応じたメニューの取入れも、郷土の食文化や歴史を再認識させ、郷土愛を育むためにも効果的であろう。 健やかな心身の育成で欠かせないのは、他人を思いやる心の育成、そうした視点に立った人間教育である。新型コロナ・ウイルス禍ではこうした教育の重要性が再認識されたのではとっている。新型コロナ・ウイルスに感染しないことは自らの健康を守るだけではなく、同居する家族、友人ひいては地域社会の人々を救うことになる。このことを正しく認識させるためには、日ごろの「心」の教育が欠かせない。いじめの問題を防ぐためにもそうだとと思っている。
中井義時氏	○ 健康に関する教育の推進にあたり、多くの取り組みがコロナ・ウイルス感染症により中止となったが、新型コロナ・ウイルス感染症を含めた感染症に関する保健学習を学校医と連携して進めたこと、肥満傾向のある児童への健康指導について、過去に作成した指導資料を各学校で活用できる手立てを講じたことは評価できる。 ○ 食育の推進、学校体育の充実については、現状から課題を焦点化し、各年度の運営方針とその具体的な取り組みを決めていくことが望ましい。令和2年度の食育の推進の現状から「朝食摂取と共食」を課題として捉え、その対策についても示しているので、令和3年度にしっかり具現化し、その成果を示していくことが大切である。 ○ 適切な運動部活動の推進については、働き方改革との関連の中で進めていくことが大切である。運動部活動のガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）を踏まえ山形県における運動部活動の在り方に関する方針（平成30年12月）が策定されたが、適切な運動部活動の推進は働き方改革の重点となっている。さらに、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（令和2年9月）として、令和5年度からの土日における学校運動部活動の地域運動部活動の段階的移行が示され、全国各地でその取り組みがスタートしている。 このような部活動改革の動きは、中学校における運動部活動の問題を、「学校の働き方改革」の視点に加え、地域社会でどのように進めていくべきかという社会全体の問題として捉えているということである。地域運動部活動を可能にする環境整備や指導者（人材）の確保、総合型地域スポーツクラブなど運営する組織（含む民間）づくり、経費負担、運営資金補助、さらに、生徒の選択ができることなど地域社会全体で考えていく必要がある。その際、学校・家庭・地域の連携を考える中に「地域運動部活動」の具体的な姿を描き、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動本部の連携の中で、具体的な進め方を考えていくことも検討してほしいと思う。特に、中学校におけるコミュニティ・スクールで「熟議」すべきテーマでもあると考える。部活動改革成功の鍵は、地域住民及び保護者の理解と協力にある。 現在、山形市は国や県の動向を注視し、主体的に推し進めていくことは時期早々であると考えているようであるが、地域運動部活動への移行に向けた基盤づくりを早々に進めていくことを期待したい。

施策

学校施設の整備と充実

2-7

授業改善と新学習指導要領で求められている資質・能力の育成を目指し、指導に必要な環境整備を進めるとともに、授業の充実を図る。

また、学校施設の改築・補修・維持管理を行い、安全・安心で良好な学校環境を整備するとともに、教材教具をはじめ、情報機器等教育設備の計画的な整備を行い、学習環境の充実を図る。

＜令和2年度事務事業の点検及び評価＞

令和2年度 運営方針

■取組1 ICT環境整備の推進

- (1) 授業改善とICT機器の活用及び環境整備を推進するための調査研究を行い、その結果をICT整備計画に反映させて行く。
- (2) 授業改善に向けたタブレット導入を中心に、2020年度の小学校、2021年度の中学校の学習指導要領完全実施に向けて整備を推進する。
- (3) 国の示すGIGAスクール構想のもと、高速・大容量通信を可能とする校内LAN環境構築のため、普通教室等にWi-Fi環境の整備を行う。
- (4) 2020年度の小学校新学習指導要領完全実施に合わせ、小学校3クラスに1クラス分のタブレット端末を配備するとともに、GIGAスクール構想による国からの補助を活用してタブレット端末を整備し、児童生徒1人1台端末の整備を推進していく。
- (5) ICT支援員の配置の充実を図り、小学校36校に対し12名のICT支援員を配置し、3校に1人のICT支援員配置を実現することで各小学校のICT教育推進を支援し、子どもたちの学びを保証していく。

※GIGAスクール構想の実現とは：Global and Innovation Gateway for All

文部科学省による子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向け、令和時代のスタンダードとしての1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境等を一体的に整備する構想

■取組2 安全・安心な学校施設の整備と充実

- (1) 小中学校の管理運営、備品等の充実
 - ① 学校運営に関する諸経理、備品の整備補修、警備業務を行う。
 - ② 教育設備等の整備
 - ・ICT環境の整備（Wi-Fi環境の整備、タブレット端末、児童生徒用パソコン、教師用・事務用パソコンの貸借）を行う。
 - ・教育用備品の更新、新規購入を年次計画に基づき整備する。
 - ③ 学校図書の整備
 - ・標準冊数に対する充足率の均等化を図りながら、学校図書の購入整備を行う。
 - ・市立図書館と連携して学校図書の整備を行う。
- (2) 校舎等の増改築

安全・安心で、良好な教育環境の実現のため、耐震化されていない小学校を最優先に校舎等の改築事業に取り組む。

また、老朽化などが進んでいる校舎等の増改築等については、「山形市小・中学校施設長寿命化計画」

「山形市小中学校等施設整備方針」に基づき、建設年次、耐震能力、老朽度合や教育環境の実態などを踏まえ検討を進める。

- ① 西山形小学校の移転改築による耐震化を図るため、実施設計、地質調査、配水管工事を行う。
- ② 南沼原小学校の校舎等の改築に向け、PFI事業者による実施設計をすすめ、建設工事を行う。事業を円滑に進めるため、PFIモニタリング支援業務委託を継続して行う。

(3) 学校施設・設備の整備・維持管理

小・中学校施設の良い環境を維持するため、校舎・屋内運動場の改修や、トイレの洋式化等の大規模改修について、計画的に取り組む。

- ① 小・中学校施設運営の安全確保を図るため、各種維持管理業務の委託を行う。
(プール・消防設備・受水槽設備・遊具・エレベータ等)
- ② 小・中学校施設の良い環境を維持するため、破損箇所等の修繕等を行う。
- ③ 「山形市小中学校等施設整備方針」及び毎年度実施している「学校施設調査」の結果に基づき、屋根、外壁、給水管等の改修計画を策定しながら施設の延命化及び教育環境の改善を図る。
- ④ 「山形市小中学校トイレ改修計画」及び「山形市小中学校冷暖房設備整備計画」に基づき継続的に整備を推進し、教育環境の改善を図る。(トイレ改修については、小学校5校について実施する。)
- ⑤ 学校施設を効率的に保全・管理・整備するために、「山形市小・中学校施設長寿命化計画」のデータ等を更新し、見直しを行う。

令和2年度 取組の実施状況

取組1 ICT環境整備の推進

山形市立小中学校に対し18,463台のタブレット端末の整備が完了し、児童生徒1人1台の端末が整った。また、タブレット端末の増台に伴う回線使用率の増大に対し、インターネット回線の増速及び増強を行い対応を図った。また、普通教室のWi-Fi環境の整備もR3.2月に完了している。

ICT支援員の配置の充実を図り、小学校36校に対し12名のICT支援員を配置も完了し、国の水準を上回る3校に1人のICT支援員配置を実現した。

取組2 安全・安心な学校施設の整備と充実

(1) 小中学校の管理運営、備品等の充実

- ① 学校運営に関する諸経理、備品の整備補修、警備業務を行った。
- ② 教育設備等の整備
 - ・教育用備品の更新、新規購入を年次計画に基づき行った。
- ③ 学校図書の整備
 - ・標準冊数に対する充足率の均等化を図りながら、学校図書の購入整備を行った。
 - ・市立図書館と連携して学校図書の整備を行った。

学校図書の購入費

(単位：千円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
小学校(36校)	14,470	14,484	14,535
中学校(15校)	7,243	7,204	7,277

学校図書の現有冊数

(単位：冊)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
小学校(36校)	371,484	370,568	367,749
中学校(15校)	220,602	239,465	239,295

学校図書の充足率

(文部科学省が示す学校図書館の標準冊数と山形市全体での学校図書館の所蔵冊数との比較)(単位：%)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
小学校(36校)	120	120	119
中学校(15校)	123	132	132

市立図書館との連携

		令和2年度	令和元年度	平成30年度
リサイクル本の提供 ※()内は校数	小学校	208冊(5)	248冊(8)	361冊(10)
	中学校	7冊(1)	32冊(2)	13冊(1)
図書の貸し出し ※()内は校数	小学校	1,819冊(19)	1,319冊(25)	1,533冊(29)
	中学校	556冊(9)	310冊(6)	110冊(4)
読み聞かせ派遣 参加者数 ※()内は派遣校数	小学校	281人(2)	743人(4)	799人(4)
	中学校	0人(0)	231人(1)	280人(1)
	計	281人(2)	974人(5)	1,079人(5)

(2) 校舎等の増改築

- ① 西山形小学校の移転改築のため、実施設計、地質調査、配水管工事を行った。
- ② 南沼原小学校の校舎等の改築に向け、PFI事業者による実施設計、建設工事を実施した。事業を円滑に進めるため、PFIモニタリング業務委託を継続して実施した。
- ③ 児童・生徒数の増加に対応するため、教室等の改修を実施した。

(3) 学校施設・設備の整備・維持管理

- ① 小・中学校施設運営の安全確保を図るため、各種維持管理業務委託の実施
プール循環設備保守、消防設備点検、受水槽設備点検、遊具保守点検、昇降機保守点検業務等を委託し、学校施設の維持管理に努めた。
- ② 小・中学校破損の箇所等の修繕
各学校の破損状況に応じ、必要箇所等の修繕を行った。
- ③ 学校施設調査の結果に基づく修繕
高瀬小学校エコ窓設置工事、西小学校体育館屋根塗装工事、出羽小学校体育館屋根及び床の修繕工事を実施した。
- ④ 「山形市小中学校トイレ改修計画」及び「山形市小中学校冷暖房設備整備計画」に基づく整備
トイレ改修事業(工事)(三小、六小、十小、蔵王二小、村木沢小)を実施した。
- ⑤ 小・中学校施設長寿命化計画の更新
長寿命化計画のデータの更新を行った。

評価	
成果	<u>取組1 ICT環境整備の推進</u> タブレット端末及びインターネット回線の整備並びに ICT 支援員の配置について、文部科学省の示す目標を達成することができ、令和3年度以降の情報教育の基盤を固めることができた。 <u>取組2 安全・安心な学校施設の整備と充実</u> (1) 小中学校の管理運営、備品等の充実 楽器・体育科用備品等について、計画的な更新・新規購入を行い、教育設備の充実が図られた。 学校図書の充足率は、市全体としては文部科学省が定める図書標準を超えているものの、学校によってバラつきがあるため、学校予算配当に傾斜配分措置を講じ、充足率の均等化に努めることができた。 (2) 校舎等の増改築 学校施設調査の結果に基づき、エコ窓設置工事や屋根塗装工事などを行った。また、児童・生徒数の増加に対応するため、教室等の改修を実施し快適な教育環境を整備した。 (3) 学校施設・設備の整備・維持管理 計画に基づき、トイレ改修工事を行い小学校分の改修工事を完了し、快適な教育環境を整備した。
	<u>取組1 ICT環境整備の推進</u> 学級増等により、当初の計画にはない教室が普通教室となっており、Wi-Fi環境がない教室の存在が明らかになってきている。それらの教室に対しても随時Wi-Fi環境の整備を行う必要がある。 また、職員室や特別教室などでのWi-Fi環境の整備が求められてきており、それらに対しても環境整備を行う必要が出てきている。大型提示装置や実物投影機などICTを活用した授業に欠かせないICT機器の整備もまだ国の目標値に届いておらず、これらの100%整備を目指して整備を進めていく必要がある。 <u>取組2 安全・安心な学校施設の整備と充実</u> (1) 小中学校の管理運営、備品等の充実 楽器・体育科用備品等について更新のため、今後も年次計画で整備を進めていく。 学校図書の充足率は、学校によってバラつきがあるため、今後とも学校予算配当に傾斜配分措置を講じ、充足率の均等化に努めていく。 (2) 校舎等の増改築・(3) 学校施設・設備の整備・維持管理 山形市の小中学校施設の耐震化事業については移転改築工事中の西山形小学校で完了するが、校舎等が築40年以上である学校が49校中27校となっており、学校施設の老朽化が全体的に進んでいる状況である。長寿命化計画を踏まえて、古い施設から順次改築を図っていくという考え方ではなく、老朽化の程度・状況を把握し効率的に整備を進めていく具体的な計画が必要である。

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ ICT 環境整備、安心・安全な学校施設の整備、何れも中期的な整備計画を立てて行われていると思う。各年度の費用負担を平準化するためにもこれは必要である。もちろん、緊急を要するものは対象外とすべきであろう。 ICT 環境整備には ICT 支援員の配置も含まれるとのことだが、是非ハード、ソフトの両面からバランスよく行っていただきたい。ICT 機器を使いこなす能力は児童生徒によって差がある。教える教員の側にもこの問題はあある。これを解消しないと児童生徒への教育効果がばらついてしまう恐れがあるからである。 学校図書整備について標準冊数に対する充足率のばらつきも徐々になくしていただきたい。その際、新規購入だけでなく、市立図書館との連携した古本の受け入れ活用も考えていただきたい。古書の再利用はエコ教育の一環としてこれをとらえることもできよう。
中井義時氏	○ 新型コロナ・ウイルス感染症蔓延の影響も受け、「教育の I C T 化に向けた環境整備計画 5 カ年計画」(2018~2022)を前倒しで急激に進められた国の GIGA スクール構想に対し、県内各市町村を先導する形で「一人一台のタブレット端末」及び、多くのタブレット端末一斉の利用に対応できる通信環境の整備等を速やかに実施されたこと、さらに、I C T 環境整備による教育活動が円滑に進められるよう、国の基準を上回る 3 校に 1 人の I C T 支援員を配置したことを高く評価したい。 今後は、児童生徒同様に、いつでもどこでも授業等で使用できる教員用のタブレット端末の整備や、特別教室や会議室、体育館やグラウンド等でも W i - F i が使える通信環境の整備等、計画的に進めてほしい。いずれにしても、5~10 年先の GIGA スクールを具体的に描き、国が示している整備項目を基本としながら、学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年 6 月 28 日文部科学省)により、山形市学校教育情報化推進計画を定め、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的且つ計画的に推進してほしい。

施策の方向 1 学校教育の充実	
基本施策 3 連携による教育の充実	
施策	家庭・地域との連携の充実
3-3	「学校は家庭・地域に開く」「家庭・地域は学校を支援する」「互いの思いや考えに寄り添い、強固な繋がりをつくる」など互恵的信頼や協力関係の構築を図る。また、地域に生きる子どもたちの姿を大切に、地域の実情に応じた教育活動を展開するため、地域と連携し、魅力ある人材や環境の積極的な活用を図る。

<令和2年度事務事業の点検及び評価>

令和2年度 運営方針	
■取組 1 保護者と共に考える姿勢の重視	共感的理解により保護者との信頼関係の構築を重視する。常日頃から子どもや保護者との対話に努め、子どもの成長を中心に据え、短期・長期的な目標の提示をしたり、その成果を確認したりするように努める。
■取組 2 教育実践に関わる情報の積極的な発信	教育方針・重点（学校の重視していること）について、家庭や地域と連携を目的とし、様々な機会を通じて話をしたり、学校便りやホームページ等を活用した情報発信に努めたりする。
■取組 3 家庭・地域との連携・協力の推進	学校・家庭・地域が、子どもの実態把握に努め、子どもの発達に応じた体験活動を協力して実施したり、生活のルールを共通理解したりするなどして、心身ともに健全な子どもの育成を図る。また、新学習指導要領の主旨を踏まえ、地域の学習環境や人材を効果的に活用した教育活動の推進を図る。
■取組 4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置	「山形市立学校の学校運営協議会に関する規則」に基づき、平成 30 年度より実践研究を行ってきた小学校 2 校と中学校 1 校にコミュニティ・スクールを設置する。未設置の学校については、「山形市コミュニティ・スクール設置の手続き」の提供や、コミュニティ・スクールの設置に向けた研修会等を行い、令和 3 年度には、学校評議員制度を導入している小中学校 35 校へ、令和 4 年度には全ての市立学校への設置を目指す。
令和2年度 取組の実施状況	
取組 1 保護者と共に考える姿勢の重視	コロナウイルス感染症による臨時休業や教育活動の変更に伴い、「児童生徒や保護者との連絡を密にすること」や、「保護者が積極的に学校に相談できるように、学校の相談窓口について保護者に周知すること」について各学校に通知した。
取組 2 教育実践に関わる情報の積極的な発信	「学校教育課だより」等を通して、各学校における学校だよりの発行やホームページの更新等による情報の積極的な発信を促した。
取組 3 家庭・地域との連携・協力の推進	地域の学習環境や人材を効果的に活用した教育活動を推進している先進校の事例について、「コミュニティ・スクール導入に向けた研修会」を通して各学校に紹介した。

取組4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置					
平成30年度より実践研究を行ってきた小学校2校と中学校1校に正式にコミュニティ・スクールを設置した。 また、市立各小中高等学校に対して、「山形市コミュニティ・スクール～学校運営協議会設置・運営マニュアル～」を6月に配付、「コミュニティ・スクール導入に向けた研修会」を11月に実施して、コミュニティ・スクール導入に向けた準備と運営について支援した。					
成果指標					
年度	R1	R2	R3	R4	R5
指標名（説明）	学校運営協議会の設置校数				
目標値	—	3	40	51	51
実績値	—	3			
評価					
成果	<u>取組1 保護者と共に考える姿勢の重視</u> 通知を通して、子どもや保護者の不安や考えを共感的に受け止めることの大切さを学校に伝えることができた。				
	<u>取組2 教育実践に関わる情報の積極的な発信</u> 情報の積極的な発信を促すことにより、定期的に学校だよりを発行したりホームページを更新したりする学校が増えた。				
	<u>取組3 家庭・地域との連携・協力の推進</u> 研修会を通して、学校運営協議会の必要性を学校に伝えることができた。				
	<u>取組4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置</u> 実践研究校の小学校2校と中学校1校に正式にコミュニティ・スクールを設置し、実践研究をいかした運営を行うことができた。「山形市コミュニティ・スクール～学校運営協議会設置・運営マニュアル～」や「コミュニティ・スクール導入に向けた研修会」で先進校の事例を紹介することを通して、準備や運営の見通しを示すことができた。				
課題・改善案	<u>取組1 保護者と共に考える姿勢の重視</u> 各学校において多様な子どもへ対応できるように、子どもや保護者の不安や考えを共感的に受け止めることの大切さを引き続き伝えていく。				
	<u>取組2 教育実践に関わる情報の積極的な発信</u> ホームページの更新が滞っている学校もまだ見受けられるため、各学校において教育実践に関わる情報が積極的に発信されるよう、今後も引き続き伝えていく。				

取組3 家庭・地域との連携・協力の推進

コロナウイルスの感染状況により、各学校において地域と協力して体験活動を実施したり、地域の学習環境や人材を効果的に活用した教育活動を実施したりすることが難しい。学校・家庭・地域が一体となって子どもを育成する取組の工夫について、先進校の事例を紹介するなどして各学校に示していく必要がある。

取組4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置

設置予定校や新規設置校に対して、準備・運営状況の把握とそれぞれの学校のニーズに応じた指導や助言を行う必要がある。

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ 学校はもとより家庭も地域も児童生徒の教育の担い手であり、それに対して果たすべき責任を負っていると思っている。児童生徒の教育は学校任せであってはいけない。そのためには、学校での校長を先頭とした教職員の連携はもとより、家庭や地域住民との連携も必要であることは言うまでもない。「チーム学校」という考え方には、学校の教職員が一丸となって様々な諸問題に立ち向かっていく姿勢が表れている。一人より二人、二人より三人と相談し合い、協議する人数が増えていけば、問題解決はより望ましい方向で行われるはずである。この考えを家族や地域社会に広げれば、「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会)という考えに行きつく。学校が家庭、地域と連携すれば、日本全国各所で起こっているいじめ問題をかなり防げるのではと思っている。 学校のマネジメントの問題でもあるが、いじめ問題に適切に対処していくための教職員の問題対処能力の向上も欠かせない。今後もこうした考えに基づいて教職員の研修に努めていただきたい。もちろん学校間での連携や情報交換も必要である。 学校や保護者・地域住民との連携・協働も積極的に行っていただきたい。そうしたなかで、できるだけ早くすべての学校でコミュニティ・スクール(学校運営協議会)が設立されることを望んでいる。ぜひ全国の模範のなるような「山形市方式」を確立していただきたい。
中井義時氏	○ 学校が家庭、地域との連携を充実していくことは、時代と共に形を変えてきてはいるものの常に重点として取り組むべき課題である。現在、4つの取組でその充実のための施策を講じているが、取組4の「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置」に「運営の充実」を加えコミュニティ・スクールの運営を推進する中で学校と家庭、地域との連携の諸課題を解決していくことが合理的である。 コミュニティ・スクールについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正(平成29年)に伴い、平成30年度から急激に増え始め、令和2年7.1現在では全国9788校で導入している。山形県においても令和2年度の7.1現在で55校の導入が、令和3年度中には新たに162校の導入が見込まれている。また、近年は、地域・学校の実態や特色に応じた柔軟な取組が行われており、学校支援地域本部と一体化し、地域と学校の連携コーディネーターを配置している事例もある。山形県でも独自のモデルを提案し、各地域での実践が進められている。 山形市において、令和4年度までの全校導入が計画されており、そこに「山形らしさ」を求めていることは大変好ましいことである。また、令和2年度に導入した第九小学校、西山形小学校、蔵王第一中学校の事例を基に、学校運営協議会設置・運営マニュアルを大変わかりやすく作成していることや、各学校の質問に対する回答を「Q&A」としてまとめ、各学校に周知していることも評価できる。今後は、各学校の特色ある取組を期待すると同時に、コミュニティ・スクール運営上の諸課題についても学校と一緒にその解決に取り組んでほしい。

施策の方向 1 学校教育の充実	
基本施策 3 連携による教育の充実	
施策	良好な教育環境と教育の機会均等の推進
3-4	教育を受ける権利と受けさせる義務の実現のために必要な整備を図る。

<令和2年度事務事業の点検及び評価>

令和2年度 運営方針	
■取組 1 経済的に課題を抱えている子どもたちに対する支援	
(1) 就学援助事業	経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう、保護者に対して援助を行う。 ・次年度小中学校に入学予定の未就学児及び小学校6年生を対象に入学準備金を支給する。 ・東日本大震災からの避難児童生徒について、引続き援助を行う。
(2) 私立高等学校生徒学費補助事務	私立高等学校に在学する生徒の学費の負担軽減を図るため、保護者に対して補助を行う。
■取組 2 望ましい学校規模の実現についての検討	
学校規模適正化計画	児童生徒に対して最善の教育サービスを提供するため、教職員数、教育的効果及び学校施設整備面から検討を行ってきた望ましい学校規模の実現に向け、山形市全体を視野に入れて総合的に研究を進めていく。
■取組 3 学校法人への補助事業の実施	
学校法人等補助金事業	私立学校の教育の振興を図るため、教員の研修等の必要な経費について、法人に対して補助を行う。
■取組 4 児童生徒の就学の適正運用	
(1) 学籍事務	市立小・中学校の学級編制、児童生徒の学籍整理、住所に基づく学区の小・中学校への就学、又は指定校変更が認められる小・中学校への就学を適正に行う。
(2) 教科用図書の無償給与事務	教科用図書の無償給与事務を行う。
■取組 5 若者の本県回帰・定着促進に向けた就学金返還支援	
奨学金返還支援事業	山形市の将来の担い手となる者の県内回帰・定着を促進し、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けた大学生等を対象に奨学金の返還支援を行う。

令和2年度 取組の実施状況

取組1 経済的に課題を抱えている子どもたちに対する支援

(1) 就学援助事業

経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒に、安心して学校生活が送れるよう、保護者に援助を行った。

例年配布していたチラシをわかりやすい表現を用いて作り直したり、そのチラシを希望者だけではなく全児童生徒の保護者に配布したり、従来学校でしか受け付けていなかったものを学校教育課窓口や郵送でも受け付けられるようにしたりと、申請件数の増加に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に困窮している保護者に対し直近の収入状況などを勘案し、就学援助の適用を実施し援助を行った。

(2) 私立高等学校生徒学費補助事務

私立高等学校に在学している生徒の保護者に対し、学費の負担軽減のため例年と同時期に支援を行った。

取組2 望ましい学校規模の実現についての検討

3月22日に山形大学より講師を招き、学校規模適正化についての研修会を開催した。

出席者：教育長、教育部長、管理課職員4名、学校教育課職員5名

取組3 学校法人への補助事業の実施

13学校法人（高等学校、専門学校、各種学校）に対し、生徒数・教職員数に応じ、教員の研修及び図書、教具等の必要な経費への補助を行った。

取組4 児童生徒の就学の適正運用

(1) 学籍事務

市立小・中学校の学級編制、児童生徒の学籍整理、住所に基づく学区の小・中学校への就学、又は指定校変更が認められる小・中学校への就学を適正に行った。

(2) 教科用図書の無償給与事務

学校が行う、児童・生徒の異動に伴う教科用図書無償給与事務の点検・集約をし、適正な給与事務手続きを支援した。

取組5 若者の本県回帰・定着促進に向けた就学返還支援

令和元年度までは大学等入学前の募集であったが、制度変更で入学後の募集となり、令和2年度の助成候補者の募集・決定業務はなかった。なお、現段階での助成候補者からの状況報告及び辞退申請を受け付け、県へ速やかに報告を行った。

評価	
成果	<u>取組1 経済的に課題を抱えている子どもたちに対する支援</u> (1) 就学援助事業 周知の徹底や申請方法の拡充により、毎年減少していた準要保護就学援助認定率が向上した。 (元年度：3.54% → 2年度：4.18%) (2) 私立高等学校生徒学費補助事務 私立高等学校に在学している生徒の保護者に対し、例年と同時期に支援を行うことができた。 <u>取組2 望ましい学校規模の実現についての検討</u> 先行研究や他自治体の先行事例から、学校統廃合の効果と課題、人口減少下における学校規模と教育経営などについての見識を深めることができた。 <u>取組3 学校法人への補助事業の実施</u> 13 学校法人に対し補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の設備を充実させ、研修による教員の資質・授業指導力向上が図られた。また、書籍、教具・設備の充実によりよりよい授業の実施により教育効果を上げることができた。 <u>取組4 児童生徒の就学の適正運用</u> (1) 学籍事務 各小中学校及び他自治体教育委員会と連携をはかり、児童生徒の異動を適切に扱うことができた。 (2) 教科用図書の無償給与事務 学校が行う無償給与事務の点検を通じて、児童・生徒へ適切に教科用図書を給与できた。 <u>取組5 若者の本県回帰・定着促進に向けた就学返還支援</u> 助成候補者からの状況報告及び辞退申請を受け付け、県へ適切に報告できた。
	<u>取組1 経済的に課題を抱えている子どもたちに対する支援</u> (1) 就学援助事業 全児童生徒への周知文及び申請書の継続配布を行い、引き続き周知徹底を図っていく。 (2) 私立高等学校生徒学費補助事務 税制改正等の国の動きに合わせながら、その都度事業を整理し、引き続き支援を行っていく。
	<u>取組2 望ましい学校規模の実現についての検討</u> 少子化や学校施設のバリアフリー化・長寿命化等を踏まえ、義務教育学校等も含めた学校の形態や望ましい学校規模を検討し、山形市のよりよい学校の在り方について、研究する必要がある。
課題・改善案	

取組3 学校法人への補助事業の実施

生徒数の減少に伴い補助金減額が続いているが、今後も私立学校の教育の振興を図るため、引き続き支援を行っていく。

取組4 児童生徒の就学の適正運用

学校教育課からの通知等が学校に正しく伝わらないことが一番の課題であると考えられる。学校への通知内容の精査や、照会内容の簡略化、或いはより詳しい情報を照会するなど、学校と市教委の情報共有をより一層図っていきたい。

取組5 若者の本県回帰・定着促進に向けた就学返還支援

県外へ就職・居住し、辞退する助成候補者が増加している。

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ 現在日本は一人当たり国民所得で見ると世界で27番目程度の位置にある。アジアの中でシンガポールや香港にも大きく水をあけられている。この「失われた30年」の間に日本は貧しくなってしまった。こうした状況下で教育費用だけは着実にアップしている。親が受けた教育を子どもにもということで、かなり無理をして子どもを高校、大学に進学させている家庭も少なくない。大学生の半分以上が奨学金をもらって大学に行っている。ほとんどは卒業後返還しなければならないという意味で借金をしている。若者の山形市への回帰・定着を促すため、奨学金の貸与を受けた学生を対象に返還支援を行うことはとても良いことである。ただし、この事業はほかの課でも行っているの で、教育委員会は他の課ともよく連携協力をして無駄なく行っていたきたい。 大学や高校は言うまでもなく、小中学校でも経済的理由による子どもの就学困難の問題がある。こうした児童生徒に安心して学校生活が送られるように保護者に支援を行うこともしなければならないであろう。特に、新型コロナ・ウイルス禍で失職したり、月々の収入が大きく減った家庭への支援は、国ばかりでなく地方自治体も行うべきであろうと思っているが、その際、子ども及びその家庭の尊厳を傷つけないように細心の注意を払って行っていたきたい。
中井義時氏	○ 経済的に課題を抱えている子どもたちに対する支援は、必要な子どもに適切な支援が実施されることが大切である。準要保護就学援助認定率については、社会状況の変化に伴い増減はあることは推測されるが、令和2年度はコロナ禍の中で、周知の徹底や申請方法の拡充を行い、必要な子どもに必要な支援ができ、結果として準要保護就学援助認定率が向上したと言える（元年度：3.54% → 2年度：4.18%）取組状況から、わかりやすいチラシの作成、希望者だけでなく全児童生徒の保護者への配布、学校教育課窓口や郵送での受付等を実施していることがわかる。特に、新型コロナ・ウイルス感染症の影響で経済的に困窮している保護者に対し直近の収入状況などを勘案し、就学援助の適用を実施し援助を行ったことは、市民ファースト且つ困っている市民を救うことを大切にしたい取組であり、高く評価したい。 ○ 望ましい学校規模の実現についての検討については、山形市教育振興基計画前期（令和3年度）まで何を検討し、さらにその検討を受けて、前期計画見直し後の後期計画の中で何をするのか等、見通しを持つことが重要である。実施に向けた「計画」、計画するにあたっての「検討」、検討するにあたっての「研究」と整理しながら進める必要がある。令和2年度の有識者を招いての「学校規模適正化に向けて」の研修会の実施はその内容から「研究」のための勉強会と捉えることができる。今後、令和6年度の学校設置計画作成まで、先行事例や人口推移等の情報収集による研究を経て、諸課題についての整理と検討を行う見通しであるが、校舎等が築40年以上である学校が49校中27校と学校施設の老朽化等を整理すること、20年～30年先を見越した児童生徒数の推移を把握すること、文部科学省による「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に関する実態調査や基本的な考え方を踏まえること、小規模校における魅力ある学校づくりや義務教育学校等の新たな学校の設置等も考慮すること、そして、何よりも地域住民の意向を丁寧に把握することなど、総合的且つ30年程度先まで見通した計画を持ち、総合教育会議等での継続的な協議をしながら進めていく必要がある。

施策

生涯学習支援体制の充実

5-1

山形市における生涯学習社会形成に向け、生涯学習の場である公民館の施設整備を推進するなど生涯学習に関する環境の整備を図るとともに、生涯学習情報の発信などの情報の提供や市民が自発的に行う生涯学習活動への支援を行う。

<令和2年度事務事業の点検及び評価>

令和2年度 運営方針

■取組1 生涯学習に関する環境の整備

(1) 公民館施設の提供

生涯学習に参加する市民に対して公民館施設の貸館等、学びの場の提供を行う。
提供に当たっては、空き情報をインターネットで公開する等、利用者の利便性を高める。
サークル登録団体及び地域団体に対し、夜間・休務日における使用許可申請の受付を行う。

(2) 公民館施設の使用許可基準緩和の継続

民間企業等の社内研修や内部会議での利用のほか、中央公民館ホール地域活性化に寄与する利用について検討を行うなど、「社会教育法」の趣旨に沿った運用の中で民間企業等に対象を広げた使用許可基準緩和を継続実施する。

(3) 市民が個人でも利用できる場の提供

公民館施設の学習室やロビー等、市民が交流や学習活動を目的として個人でも利用できるスペースの提供を行う。

(4) 公民館施設の管理及び維持・補修

市民の利便性を図るため、随時必要に応じて維持・補修を実施する等、適切に管理する。

- ① 中央公民館ホール舞台吊物装置更新工事を実施する。
- ② 西部公民館昇降機更新工事实施設設計業務委託を実施する。
- ③ 江南公民館自家用電気工作物更新工事を実施する。
- ④ 江南公民館空調設備更新工事实施設設計業務委託を実施する。
- ⑤ 霞城公民館昇降機更新工事を実施する。
- ⑥ 霞城公民館給水設備更新工事を実施する。
- ⑦ 元木公民館空調設備更新工事を実施する。
- ⑧ 元木公民館昇降機更新工事实施設設計業務委託を実施する。

■取組2 生涯学習に関する情報の提供

(1) 公民館だよりの発行

公民館等で行われる生涯学習講座や社会教育事業、地域の情報、サークル情報等を掲載した公民館だよりを月1回発行し、周知を図る。

(2) 市公式ホームページ等への掲載

公民館だよりや公民館施設の概要、事業計画、生涯学習講座の案内等を広報やまがたや市公式ホームページ等に掲載し、幅広く情報提供することで、市民の参加を促す。

(3) 報道機関や関係機関との連携 生涯学習情報について幅広く市民に発信し、自発的な生涯学習の取り組みを促進するために、報道機関や関係機関との連携を図る。
■取組3 市民の生涯学習活動への支援
(1) 生涯学習相談への対応 公民館及び社会教育青少年課において、サークル及び講師情報や講座開催の手法等についての生涯学習相談に対応する。 (2) 共催・後援 教育、学術、文化等の普及向上に寄与する事業に取り組む、公益性のある団体の活動に対して必要に応じて共催や後援等の支援を行う。 (3) 成果発表の機会提供 公民館等で活動しているサークルが日頃の学習成果を発表できる場や生かすことができる機会として、文化祭などを開催する。 (4) 公民館とコミュニティセンターの連携 公民館及びコミュニティセンター相互における市民の生涯学習機会を充実させるため、情報の共有や合同研修会の実施等、それぞれのニーズに応じた連携を図る。
■取組4 社会教育団体の育成及び支援
市民の自主的な学習活動を促進するため、サークルなどの社会教育関係団体を育成するとともに、PTA・青少年ボランティアなどの社会教育関係団体等への支援を行う。
令和2年度 取組の実施状況
取組1 生涯学習に関する環境の整備 (1) 公民館施設の提供 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月9日夜間から5月17日まで臨時休館とした。5月18日からの臨時休館解除にあたっては、感染防止対策の徹底とガイドラインに沿った公民館の貸館を実施した。 感染拡大防止のため、当初スポーツ・ダンス・合唱・飲食等について貸館を不可とし、利用時間を1回2時間までに限定するなどご不便をおかけした。その後、感染拡大状況を鑑みながら、段階的に緩和を進め、一定の感染防止対策を現在も継続して実施している状況である。 刻々と変化する感染状況に応じ、保健所長の助言をいただきながら、貸館における制限や緩和を進めるとともに、変更となる際には公民館職員から各団体へ連絡を徹底し、ホームページのこまめな更新など正確な情報の発信を行った。 (2) 公民館施設の使用許可基準緩和の継続 中央公民館ホール等の利用に関し、令和2年6月1日より「芸術文化の振興及び中心市街地の活性化等に資する事業」について、使用可能とするよう基準緩和を実施した。その他、民間企業等の社内研修や内部会議での利用などについても引き続き緩和した基準に基づき貸館を実施している。 (3) 市民が個人でも使用できる場の提供 感染防止対策により、間隔を空けた席配置を実行するため、席数を減らして対応している場所もあるが、例年どおり利用者の用途に合わせ活用できるスペースを開放している。

市内の高校生等の学習の場として、中央公民館事務室前のロビーを利用し、試行的に 12 人が使用可能な学習スペースを新たに設置した。

(4) 公民館施設の管理及び維持・補修

市民の利便性を図るため、随時必要に応じて維持・補修を実施する等、適切に管理した。また、感染防止対策として、中央公民館ホールに AI サーマルカメラを設置した他、公民館の手洗い用水栓ハンドルをより接触の少ないレバー式に改修した。

<大規模改修>

- ① 中央公民館ホール舞台吊物装置更新工事を実施した。
- ② 西部公民館昇降機更新工事实施設計業務委託を実施した。
- ③ 江南公民館自家用電気工作物更新工事を実施した。
- ④ 江南公民館空調設備更新工事实施設計業務委託を実施した。
- ⑤ 霞城公民館昇降機更新工事を実施した。
- ⑥ 霞城公民館給水設備更新工事を実施した。
- ⑦ 元木公民館空調設備更新工事を実施した。
- ⑧ 元木公民館昇降機更新工事实施設計業務委託を実施した。

取組 2 生涯学習に関する情報の提供

(1) 公民館だよりの発行

例年同様、各公民館において毎月 1 回、年間 12 回の公民館だよりを発行した。

(2) 市公式ホームページ等への掲載

年度初めには、年度内に計画されている事業計画を掲載するとともに、「山形市の社会教育」として、新年度の方針や前年度における事業実績、社会教育委員の紹介などを市公式ホームページへ掲載した。

(3) 報道機関や関係機関との連携

市有施設、市関係機関及び市内大学各所に、「公民館の講座案内」としてカラー両面刷りで、キャラクター「夢かなえちゃん」「人生かえるくん」を記載した親しみと温かみのあるチラシを作製の上配布した。また、社会的要請学習の若者支援事業である「リア塾」に関しては、山形新聞に記事掲載し、広く参加者の募集を募った。

取組 3 市民の生涯学習活動への支援

(1) 生涯学習相談への対応

公民館においては、数年開催を続けてきた事業の参加者が集い、新たなサークルが生まれるなど、学習の機会が定着化した事例があった。活動に対する助言やサポートなどを公民館において実施した。

社会教育青少年課においては、他の課から公民館事業における実績から講師紹介の依頼が寄せられており、幅広い要望に対応できている。

(2) 共催・後援

新型コロナウイルスの影響により、全体的にイベントやコンサート、講演会などが減少した 1 年であった。

年間の共催・後援数は例年の 3 分の 1 程度に減少した。

(3) 成果発表の機会提供

新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、各公民館において文化祭の実施に関し多角的視点からリスク評価を実施した。地区との協議結果 8 館中 6 館については、実施は困難との判断の結果中止措置を取った。しかし、中央公民館及び江南公民館においては、コロナ禍においても実施できるものを実施するという観点から、作品展示を中心とした代替企画の展示会や発表会を実施した。

(4) 公民館とコミュニティセンターの連携

年度初め 5 月のコミュニティセンター事務局長会議（書面開催）において、新年度の「山形市社会教育の方針」の資料を紹介し、公民館を中心とした社会教育の情報について共有するとともに、各コミュニティセンターにおける地域づくり学習事業の参考になるよう周知を図った。

また、公民館主事とコミュニティセンター事務局職員の合同研修会を連携して 2 回実施した。

① 7 月 9 日「商標権・著作権に関する研修会」

② 11 月 11 日「各公民館・コミュニティセンターの事業づくりのヒント～講座をブラッシュアップ～」

取組 4 社会教育団体の育成及び支援

将来の地域活動に参画する人材の育成を目指し、PTA 団体への支援や青少年ボランティアの活動を支援した。

保護者研修会や体育活動、母親委員会への活動助成として山形市 PTA 連合会に対し、80 万円の補助金を交付した。また、子ども会活性化事業や各種指導者研修会、ジュニアリーダーの育成等に対する活動助成として山形市子ども育成連合会に対し 40 万円の補助金を交付した。

また高校や大学のボランティアサークルと連携し、公民館を活動拠点とした学習会などを実施した。

○ふれあい広場ビッキの会（山形大学）

令和 2 年度は 4 回開催、延べ 133 人が参加した。季節の行事などを中心に、クリスマス飾り作りや豆まきなど子どもたちの豊かな体験の機会を提供した。

※山形商業高校のふれあいマウスの会とのパソコン講座及び山形北高ボランティアエンジェルとの子ども学習会については、新型コロナウイルスの影響により中止とした。

成果指標

年度	R1	R2	R3	R4	R5
指標名（説明）	公民館貸館利用者数				
目標値	340,000	200,000	250,000	300,000	340,000
実績値	314,592	140,773			
指標名（説明）	公民館事業参加者数				
目標値	39,000	15,000	25,000	35,000	39,000
実績値	35,517	5,757			
指標名（説明）	共催及び後援の承認件数				
目標値	200	70	100	150	200
実績値	157	60			

指標名（説明）		社会教育団体数（公民館登録サークル数）			
目標値		1,300	1,300	1,300	1,300
実績値		1,260	1,249	1,210	
評価					
成果	<u>取組1 生涯学習に関する環境の整備</u>				
	(1) 公民館施設の提供				
	利用する市民の皆様がコロナ禍における利用条件を理解し、利用者による消毒作業など協力いただいたおかげもあり、クラスターの発生など感染拡大を防ぐことが出来た。貸館及び事業の実施にあたっては、リスク評価を行いながら、様々な制限の中で出来ることを懸命にやるという体制を構築するとともに、利用者の理解を得るために、丁寧な説明や対応を心掛け、施設側と利用者が感染防止という同じ目的のために取組を徹底した。				
	(2) 公民館施設の使用許可基準緩和の継続				
	中央公民館ホールは、新型コロナウイルス感染拡大により、事業数は減少しているが、民間のギャラリー利用実績が1件あった。通常の貸館については、全体に占める民間利用の割合の減少率が高い状況となっている。これは、民間において会議や研修のリモート化が進んだ影響が大きいものと思われる。				
	(3) 市民が個人でも使用できる場の提供				
	学生や社会人が、個人で集中できるスペースは人気がある。 引き続き、快適に利用者が過ごすことが出来るスペースとして管理運営していく。				
	(4) 公民館施設の管理及び維持・補修				
	公民館施設整備計画に基づいた計画的な大規模修繕の実施や、必要に応じた修繕を適時行い、安心・安全に施設を利用いただくことが出来た。また、館内のこまめな消毒作業の徹底や、サーマルカメラの設置、手洗い用水栓ハンドルの改修など、感染症対策に努め、クラスター等の発生を抑えることが出来た。				
	<u>取組2 生涯学習に関する情報の提供</u>				
	(1) 公民館だよりの発行				
	全市対象である社会的要請学習の情報発信のほか、地域に特化した情報の発信など市民が身近に社会教育や公民館を感じることが出来る様々な情報を提供することが出来た。				
	(2) 市公式ホームページ等への掲載				
	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初計画していた前期の事業がほぼ実施できず、本格的な事業開始は後期となった。周知や事業募集については、適切なタイミングでコロナ禍に対応した事業の計画と情報発信を実施出来た。				
	(3) 報道機関や関係機関との連携				
	若者支援事業「リア塾」については、山形新聞掲載後、参加希望者が増加傾向となり、コロナ禍に関わらず、20名の参加者を募ることが出来た。				

	<u>取組3 市民の生涯学習活動への支援</u> (1) 生涯学習相談への対応 公民館を活動拠点とするサークルは令和元年度にかけて増加傾向にあったが、新型コロナウイルスの影響により活動機会が減少したことや、高齢者を中心としたサークルが多く、リスク回避から解散するサークルもあるという状況が続いていたが、西部公民館で長年実施していた事業を通じて映画をテーマにした新たなサークルが誕生に向かっていることが大きな成果である。 (3) 成果発表の機会提供 例年と同じ内容の文化祭の実施は大変厳しい状況であるものの、視点や考え方を変え、コロナ禍でも出来る成果発表を行ったことは、今後の方向性の示し方として大変良い成果であった。次年度以降コロナが収束するまでは、同様の状況が続くと思われる。 (4) 公民館とコミュニティセンターの連携 公民館においてもコミュニティセンターにおいても、地域と連携した事業の構築は必須であり、共通する課題について、研修を通じ共に取り組む事が出来た。 <u>取組4 社会教育団体の育成及び支援</u> 子ども学習会について、開催直前に感染拡大が見られ実施を断念したが、山形北高において、ボランティアエンジェルの登録数も多く、小学生の参加希望数も大変多かった。 小学生の子どもたちにとっては、高校生と学ぶ貴重な機会であるとともに、これから近い将来、大学への進学や就職などを控えた高校生にとっても、自分が社会の役に立つということを実感し、自己肯定感の育成や地域貢献活動人材の育成など両者にメリットの高い活動支援である。
課題 ・ 改善案	<u>取組1 生涯学習に関する環境の整備</u> (1) 公民館施設の提供 新型コロナウイルスの感染状況や変異ウイルスに対応した感染防止対策など、多くの点において貸館や利用に係る対応が引き続くものと思われる。 国・県等のイベント方針、ワクチンの接種状況、感染状況等、様々な状況を鑑みながら、よりスピーディかつ丁寧な情報発信が必要である。 (2) 公民館施設の使用許可基準緩和の継続 今後ワクチン接種率の上昇により、様々な芸術文化活動が活発化してくることが予想され、より多くの団体に緩和した基準での利活用について情報発信する必要がある。また公民館におけるWi-Fi 工事の完了後、リモート化に対応した貸館も可能となる点についても大きく発信する必要がある。 (3) 市民が個人でも使用できる場の提供 現在、一部の学習室等の利用可能時間が開館時間と合っておらず、館によっては利用時間の延長を求める声もある。 ただし、利用状況における安全管理面などの問題もあるため、利用者のニーズについて丁寧に把握しながら、延長の必要性を検討する必要がある。

(4) 公民館施設の管理及び維持・補修

各館とも建設から30年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいるため、山形市公民館施設整備計画に基づき、予防保全型の管理を計画的に確実に実施していく。

取組2 生涯学習に関する情報の提供

(1) 公民館だよりの発行

適切な時期に、定期的発行を実施するとともに、市政の情報などタイムリーな情報を掲載するなど、市民に必要な情報を届けるよう取り組む。

(2) 市公式ホームページ等への掲載及び・(3) 報道機関や関係機関との連携

現在、外出自粛や県外との往来が厳しい中、長期休暇中の子どもたちの体験を通じた学びの機会が減少していると思われる。

学校への積極的な情報発信やその他のツールを活用した周知活動を行い、身近な公民館で子どもたちが豊かな体験をできる学習の機会の情報を保護者が容易に得ることが出来るよう取り組む必要がある。

また、令和3年度から本格的に始まった地域学校協働活動の一環として、地域と学校の連携・協働による様々な取組が進むため、公民館が担う役割の明確化と学校のニーズに応じた事業を実施するなど、より深い連携を図る必要がある。

取組3 市民の生涯学習活動への支援

(1) 生涯学習相談への対応

引き続き、サークル活動への相談や講師情報の紹介などを公民館及び社会教育青少年課で実施する。

社会的要請学習の若者支援事業「リア塾」について、令和3年度で9年目を迎える。毎年メンバーを募集し、実行委員という立場で数年間事業に携わってくださる参加者もいる。こういった若者について、公民館を拠点とした若者による活動サークルの立ち上げなどに支援出来れば、公民館がより活発化することが期待できる。

(2) 共催・後援

現在、大会種別や対象者などにより、教育委員内での担当課を分けているが、内容と対象が担当課の業務範囲に合っていない場合がある。

申請に対する共催・後援事務処理が正確かつスムーズに進むよう、担当課の分け方を検討する必要がある。

(3) 成果発表の機会提供

今後数年間は、新型コロナウイルスの収束までは、例年通りの開催が難しいと思われる。サークル活動や成果発表の方法など、各公民館の地域性や活動状況に合わせ、コロナ禍においても十分な機会を提供できる方法を地域の皆さんと共に考える必要がある。

(4) 公民館とコミュニティセンターの連携

研修においては連携を図ることが毎年出来ているが、事業の協働実施などまでは、なかなか実績が増えていない状況である。

社会的要請学習は全市対象の事業で、市民のニーズや社会の情勢に対応した講座を毎年計画しており参加者の募集も広く行っているため、情報の共有を行うと共に、互いの事業の募集など更に連携を深めることが出来る可能性がまだまだあると思われる。

取組 4 社会教育団体の育成及び支援

現在は1大学2高校との連携を継続して実施しているが、その他の大学や高校にも働きかけ、広く活動の支援の輪を広げていくことで、学校の垣根を超えた、ボランティア団体の育成につながると思われる。市内の高校では探究型の授業が進化しており、地域づくりなどに積極的に取り組む学校も増えている。

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ 新型コロナ・ウイルス禍にあつて「公民館貸館利用者数」及び「公民館事業参加者数」といった成果指標は大きく目標を下回ってしまったが、これは致し方ないことであろう。 生涯学習に関する施設の整備・提供と同時に、生涯学習に関する情報の提供も重要である。公民館だより、市の公式ホームページ、マスコミといった従来型の手段の他に、銀行・スーパーマーケット・商店などの市民がよく足を運ぶ身近なところの助けも借りるとよいと思う。高齢者にはそのほうが効果的であろう。 個人的には公民館とコミュニティセンターは同じような機能を有していると思っているので、両者は密接に連携しあい、可能ならば一体的に運営されてしかるべきと考えているが、私の望む方向に少しずつ向かっているようで何よりである。 公民館施設の使用基準緩和も引き続き行われているようであるが、特にニーズが多い中央公民館でそれがさらに推進されることを願っている。山形市は中心市街地活性化の課題に取り組んでいるが、中央公民館の多様な利活用はそれに資すると思われるからである。
中井義時氏	○ 新型コロナ・ウイルス感染症の影響により、貸館の制限や緩和、利用団体や利用者、ホームページでのこまめな更新、さらには、感染防止対策として、中央公民館ホールにAI サーマルカメラを設置した他、公民館の手洗い用水栓ハンドルをより接触の少ないレバー式に改修など、丁寧な対応をしている。 また、市民が個人でも使用できる場の提供にあたっては、席数を減らした活用や例年どおり利用者の用途に合わせ活用できるスペースの開放、高校生対応の新たな学習スペースの設置など、With コロナの中での工夫した取組がみられ、高く評価したい。 なお、令和2年、3年度の成果指標としての公民館貸館利用者数及び公民館事業参加者数の目標値を大幅に下げたが、コロナ禍の中で利用者や参加者数の見通しが持てない状況の中では、目標値を設定せず、実績値とその根拠を説明していくことが妥当であると考え。今後、検討いただきたい。 ○ 高校生や大学生のボランティアサークルと連携し、公民館を拠点に子どもを対象にした学習会は、社会教育団体の育成だけでなく、地域のリーダー育成、異学年交流による社会性の育成など多くの効果を期待できる取組である。さらに、若者支援として実施している「リア塾」など、子どもから、高校生、大学生、青年と若い人たちが活動、活躍できる事業の充実をめざしてほしい。 ○ 令和4年度にはすべての小中学校でコミュニティ・スクールが導入され、これまで以上に地域と学校の連携・協働による様々な取組が実施する中で公民館が担う役割も大きくなることが予想される。令和3年度より「地域学校協働活動事業」として、コミュニティ・スクールを導入した学校に配置している地域学校協働活動推進員の取組に期待したい。

<令和2年度事務事業の点検及び評価>

令和2年度 運営方針

■取組 1 各種利用団体への支援

子ども会等、自然の家を利用する各種団体の目的を明確にした体験活動を通して、子どもが自ら学ぶ態度や社会の変化に対応できる総合的な力を身につけることを目指し、活動を支援する立場として研修プログラムへの支援や指導の工夫・改善を行う。

(1) 研修プログラムへの支援

自然の家周辺の自然環境や施設を活かした研修活動を提供し、子どもにとってゆとりがあり満足感・達成感を得ることができるプログラムを展開していくことができるように支援する。

(2) 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

指導者を対象とした実技研修、リスクマネジメント等の指導者講習会を行うことで、指導への不安解消、危機管理意識を高め、子どもへの指導の充実や事故の予防を徹底する。

事前打合せ会では、各団体のねらいが達成できるプログラムになっているのかを検討し、子どもが主体的・協働的に学ぶことができるゆとりある研修プログラムになるよう助言する。

また、活動場所の確認や実際に活動を行う等、指導者がより活動の見通しをもって子どもの指導を行っていくことができるように支援し、子どもが自ら学ぶ体験活動を目指す。

(3) 指導資料の活用と整備

利用する団体が活用しやすいように、活動の目的がわかりやすい指導資料を整備し、ホームページ等を利用して資料や情報の提供を行うことで、研修プログラムの作成や手続き等の更なる利便性の向上を目指す。

■取組 2 野外活動センターの事業の充実

(1) 環境に関する情報提供

自然保護の意識を高めるために、野山に住む生き物の模型や自然の家周辺の動植物の写真などの掲示等を用いて、環境に関する情報を提供する。また、季節ごとに特徴的な動植物等の展示も行う。

(2) 野外活動の発信

少年自然の家の野外活動に対する興味や関心を高めるために、ホームページや所報等で情報の発信をする。

(3) 相談機能の充実

利用者からの自然の家周辺の自然環境に関する問い合わせや、児童生徒の課題研究への相談に対応するため、野外活動センター職員を対象とした、動植物等の自然環境に関する研修を実施する。

■取組 3 社会貢献活動の推進

ボランティア・社会教育スタッフ育成事業

生涯学習や社会教育に関わる人材を育成するために、大学生を対象にしたボランティアの育成とともに、山形大学などの社会教育実習への協力を行う。

自主事業で行う活動を実際に体験しながら、体験活動を通した子どもの資質・能力や子どもへの指導・支援のポイントについて具体的に学ぶ。

■取組4 施設環境の整備の推進

(1) 施設・設備の改修・安全管理

施設利用者が安心・安全に活動することができるようにするために、定期的な点検を行い、施設・設備の維持・改修・安全管理に努める。

(2) 環境保全

少年自然の家の環境保全とともに、広く市民が環境保全を推進するきっかけをつくるために、コンポストによる生ごみの処理や合成洗剤、シャンプー等の使用制限などを行う。

■取組5 職員研修の充実

(1) 研修スタッフへの計画的な研修

充実した体験学習の推進のため、研修活動を適切に指導・支援することができるよう、研修スタッフ全員を対象にした計画的な職員研修を実施する。また、各事業及び各団体への支援におけるPDCA（計画・実施・評価・改善）のサイクルを日常的に行う。

(2) 危機管理及びリスクマネジメント研修の充実

安全管理の徹底とリスクマネジメントの充実を図るために、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練、救急蘇生講習会の継続的な実施を行う。

令和2年度 取組の実施状況

取組1 各種利用団体への支援

自然の家周辺の森林の間伐・皆伐に伴う環境の変化、降雨災害による活動場所の制限、そして、コロナウィルス感染防止対策の観点から、これまでと同様の支援ではなく新たな視点に立ったサポートをしてきた。また、各種研修地図の変更や活動内容の更新を行い、常に活動する側の立場に立った見直しを図りながら、様々な団体を迎える用意をしてきた。

(1) 研修プログラムへの支援（利用団体数…230 団体＝ 日帰り…213 団体・一泊…16 団体・二泊…1 団体）

例年であれば二泊程度の予定で活動を計画するのであるが、コロナウィルス感染防止対策の観点から、利用期間の制限を行い、活動の時間を短縮し長くとも一泊、そして、ほとんどが日帰りの活動となった。その短時間の中で、少しでも子どもの成長の図られる活動・密度の濃い活動を行うことができるプログラムとなるようなサポートを行った。

(2) 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

指導者を対象とした実技研修・リスクマネジメント等の指導者講習会（年間4回実施）については、冬季利用を除いて全て中止とした。このことで、利用団体間の調整やプログラムの組み立て方が難しくなったが、利用団体の指導者に代わって職員が利用調整することで活動内容に支障のないようにしてきた。

また、事前になるべく直接来所していただき職員との綿密な打合せを行った上で、時間の許す範囲で下検分をお願いしたり、職員が下検分に同行したりしながら丁寧な支援を行ってきた。

(3) 指導資料の活用と整備

随時ホームページを更新し、活動の資料をわかりやすく提示することを心がけてきた。周辺環境の変化に伴う活動場所の変更を行ったり、地図を常に更新したり、そして、子ども達の変化に合わせた活動になるようにと係全員で随時見直しを行ってきた。

取組2 野外活動センターの事業の充実

(1) 環境に関する情報提供

自然保護の意識を高めるための、周辺に棲む水生生物展示を通年で行ってきた。また、季節毎に、模型や標本、そして、その時々写真などの掲示等を行ってきた。

(2) 野外活動の発信

野外活動に対する興味や関心を高めるために、ホームページや所報等で情報の発信をするとともに、新たに児童だけで地図を元に散策することのできる活動（秋さがしアドベンチャー）を開発したり、主催事業としての一般の方向け対象自然観察事業（自然の家周辺の自然を味わおう）を展開したりすることができた。

(3) 相談機能の充実

野外活動センター職員だけでなく全ての研修係が、自然の家周辺の自然環境に関する問い合わせや、児童生徒の相談に対応できるよう、動植物等の自然環境に関する研修を季節毎に行ってきた。

取組3 社会貢献活動の推進

ボランティア・社会教育スタッフ育成事業

生涯学習や社会教育に関わる人材を育成するために、山形大学と東北芸術工科大学の社会教育実習への協力を行ってきた。山形大学では年間15名～20名程度の受講者がおり、芸工大においてはまだ開講されただけということもあって昨年度1名のみとなった。また、ボランティアの育成ということで、希望する学生の方々には、主催事業で行う活動を共に体験しながら、体験活動を通した子どもの資質・能力や子どもへの指導・支援のポイントについて具体的に学んでいただけるような取り組みを行ってきた。

取組4 施策環境の整備の推進

(1) 施設・設備の改修・安全管理

広い敷地のために全ての職員を2人程に分けて、担当場所を決めながら月の一度の定期的な点検を行ってきた。また、昨年度から体育館や本館の耐震工事を行っている。コロナウィルス感染防止対策としてのハンズフリー拡声器の常設及び水道の蛇口をレバー式に交換する工事も終了している。今後も老朽化に伴う施設・設備の維持・改修が重要と考える。

(2) 環境保全

これまで同様に環境保全の啓発と、広く市民が環境保全を推進するきっかけをつくるために、コンポストによる生ごみの処理や合成洗剤、シャンプー等の使用制限などを行ってきた。また、活動の中にボランティア活動として周辺のゴミ拾いなども盛り込むように声かけをしている。

取組5 職員研修の充実

(1) 研修スタッフへの計画的な研修

近年特に会計年度任用職員の入れ替えが激しく、活動スキル（研修活動指導・危機管理・避難方法）ゼロからのスタートという状況になってきており、全ての研修スタッフを対象にした計画的な職員研修を実施が必須になっている。全てのスタッフが習熟度には差こそあれ、一通りの研修スキルは身につけられる

ようにしてきている。また、各事業及び各団体への支援における反省は日々行うこととし、スタッフの対応の仕方について全員で共有することができるようにしている。	
(2) 危機管理及びリスクマネジメント研修の充実 団体への安全管理の徹底とリスクマネジメントの充実を図るために、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練、救急蘇生講習会の継続的な実施とふり返しを行ってきている。	
評価	
成果	<u>取組1 各種利用団体への支援</u> 自然の家周辺の森林の間伐・皆伐に伴う環境の変化、降雨災害による活動場所の制限、そして、コロナウィルス感染防止対策の観点から、その状況に応じて全ての利用団体毎に丁寧な対応を心がけ、大きなトラブルとなった活動もなく利用していただくことができた。 (1) 研修プログラムへの支援 コロナウィルス感染防止の観点から短時間での活動でありながら、密度の濃い活動になるように活動プランを立てる段階から、研修係がしっかりと関わることができた。また、利用団体が同日に数団体までの利用に制限し、他団体同士がなるべく接触することのないように利用日の再調整をかけるなどの手立てをとりながら活動に臨んでいただいたことは、利用の安心感につなげることができた。 (2) 指導者講習会及び事前打合せ会の充実 コロナウィルス感染防止対策の観点から利用指導者講習会（年間4回の内、1回のみ実施）が満足に行えなかった分、事前指導に重点を置いて各団体の全ての指導者に丁寧な支援を行うことができた。研修係主導で調整を行うことで、利用団体の活動や場所のバッティングを防いだり、事前にしっかりと時間を予測したプログラムを組むことができたりしたことも成果と考える。 (3) 指導資料の活用と整備 自然の家周辺の伐採・間伐による環境の変化、そして、児童・生徒の地図を読む・活用する力の低下を加味した活動の更新と、活動ルートの更新を随時行ってきた。また、このことを随時ホームページに更新した資料を掲載し、わかりやすく提示することができた。このことによって、指導者が活動プランを組み立てやすくなったり、容易に資料を手に入れたりすることができ好評を得た。
	<u>取組2 野外活動センターの事業の充実</u> (1) 環境に関する情報提供 通年で常時水生生物展示を行ってきたことで、来場する方々の興味を引くことができた。このことで、職員との会話のきっかけとなり、こちら側から様々な働きかけをすることができていた。また、季節毎の模型や標本、そして、その時々写真も同様の効果を生み、自然環境を考えていただく取っ掛けりとすることができた。 (2) 野外活動の発信 児童・生徒の活動だけでなく一般の方向けの事業を新たに加えたことで、野外活動センターの役割を広く知っていただくことができた。これまでは、冬期の利用がほとんどであったが、それ以外の季節にも来場していただくきっかけとなった。

	(3) 相談機能の充実 野外活動センター職員だけでなく全ての研修係の技能・知識を高めることで、様々な児童生徒の相談に対応できるようになっている。動植物の観察技能から、昆虫標本作りまで多岐にわたり能力を高めてきたことによって、自信をもって対応することができるようになってきている。 <u>取組3 社会貢献活動の推進</u> ボランティア・社会教育スタッフ育成事業 コロナ禍の中でも社会教育に関わる人材を育成のために、山形大学の実習については免許取得のために開講してきた。2泊3日の基礎実習のみとし、応用実習である主催事業の参加へは希望者のみという対応とした。このように社会教育実習に関しては、できる限りの支援はできた。また、ボランティアの育成に関しては、活動の幅と参加者の減があったものの何度も参加していただき、満足感のある活動ができていた。 <u>取組4 施策環境の整備の推進</u> (1) 施設・設備の改修・安全管理 定期的な点検によるものと、利用団体の声を受けて、施設・設備に関する危険な箇所の把握と修繕を行っている。また、耐震工事（令和3年5月工事完了）を行うことによって、地震時にも安全な施設となっている。 (2) 環境保全 コンポストによる生ごみの処理や合成洗剤、シャンプー等の使用制限を継続してきたことによって、少し不便な生活こそ環境を守ることになる意識につながられるようになっている。また、活動の中にボランティア活動として周辺のゴミ拾い等を組み込んでくださる団体もあり、周辺の美化にもつながっている。 <u>取組5 職員研修の充実</u> (1) 研修スタッフへの計画的な研修 計画的に全ての研修スタッフへの研修を行ってきたことによって、入れ替わりの早い中でもすぐに団体への指導が可能になっている。 (2) 危機管理及びリスクマネジメント研修の充実 危険予知に必要な情報収集の仕方や、各団体へのリスクマネジメントについては習熟した職員と新人の二人組をつくり、伝達する研修だけでなくOJTによって技能を高めることができた。
課題 ・ 改善案	<u>取組1 各種利用団体への支援</u> 自然の家周辺の森林の間伐・皆伐に伴う環境の変化、降雨災害による活動場所の制限、そして、コロナウィルス感染防止対策の観点から、さらに、児童の能力・資質の変化を見据えて、常に活動を見直し更新していくという意識が必要になってきている。 (1) 研修プログラムへの支援 学習指導要領の改訂に伴う学校行事の精選、さらに、コロナウィルス感染防止対策の観点からとダブルで宿泊学習の見直しを図られ、これまでの中学年の利用と高学年の宿泊数の減少に拍車がか

かる形となってしまった。また、中学の利用に関しては、5月の内の3年生の修学旅行と同日の利用希望が多く、予定を組むのが難しくなっている。これらのことから、短時間での濃密な研修の開発が急がれる。また、利用促進をどう図るかといった課題が出ている。

研修を終えた後の子ども達の育ちが目に見えるような研修プログラムを開発・提供し、ここに来るからこそ培える力を明確化した上で、各団体を迎えるようにしたい。

(2) 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

若手の教職員が急増し、自然の家の利用が分からなくなっているのに加え、コロナ禍にあつて自然の家で行う予定の初任者研修も中止となる等の条件が重なり、ますます指導者講習会の重要性が高くなってきている。指導者講習会で学んでいただく事柄やポイントを押さえた内容になるように十分に練った講習内容にしたい。

(3) 指導資料の活用と整備

利用団体が増える6月～8月の間は職員が指導にかかりきりとなり、周辺の環境変化に伴う新規の地図や活動の周知が遅れてしまうという傾向がある。職員の配置を絞ったり、利用団体側の指導力を高めたりするなどして、新規の指導資料の加筆・修正がすばやく行えるような工夫をしたい。

取組2 野外活動センターの事業の充実

(1) 環境に関する情報提供

展示物の経年劣化や水生生物展示用の水槽及びその設備の劣化が進んでいる。計画的に展示物の更新ができるように消耗品等の購入を行っていききたい。

(2) 野外活動の発信

児童・生徒の利用だけでなく、一般利用も促進できるような主催事業も展開しており、自然散策等の利用は増えてきてはいる。しかし、野外活動センターの大きな施設である「野外ステージ」の利用の幅がなかなか広がらない状況にある。今後は主催事業等でも利用の仕方を提案するなどして、様々な方々の利用を促進したい。

(3) 相談機能の充実

職員だけでなく、自然の家に関わっていただいている沢山の方々のパイプを大事にし、外部の方々の力もお借りしながら、相談機能を充実していきたい。

取組3 社会貢献活動の推進

ボランティア・社会教育スタッフ育成事業

コロナ禍の中で、山形大学も対面形式の授業が減り、これまで継続していた先輩から後輩へのバトンパスの機能が失われてしまった。直接の人と人とのつながりが希薄となり、ボランティア育成に関しては、ゼロからのスタートということになる。今のうちから、アフターコロナからのボランティアスタッフとの連携の仕方を模索しなければならない。また、学生ボランティアだけでなく、興味のある方々への呼びかけを行い、ボランティアスタッフの拡充に努めたい。

取組 4 施策環境の整備の推進

(1) 施設・設備の改修・安全管理

施設ができてから 42 年が経過し老朽化が進んできているため、常に施設・設備の改修に目を光らせなければならない。特に、プラネタリウムは耐用年数を超過しており、修繕の部品がなくなる等、使用不可になる可能性も否めない。山形市唯一の施設ということもあり、市民の活用促進につながる取組みの再検討を進めると共に、早めの新規導入を検討していただきたい。

(2) 環境保全

児童・生徒の意識よりも、荒沼周辺の釣りをする方々のゴミが大きな課題である。ゴミの持ち帰りを啓発するような看板などの設置を検討したい。また、県民の森周辺のイノシシの被害や施設の老朽化に伴い目に見えて環境があれてきている。県民の森への働きかけも継続して行っていきたい

取組 5 職員研修の充実

(1) 研修スタッフへの計画的な研修

計画的な研修を行うことは継続しているが、職員の入れ替えが激しく習熟の度合いに差が開いている。いかに、習熟度を上げていくかという点が課題となる。やり方はもちろんのこと、活動の意義を伝えていくことも大事にしたい。口頭で伝えている技術をいかに文章としてものこしていくかというマニュアルの作成を進めたい。

(2) 危機管理及びリスクマネジメント研修の充実

職員の入れ替えが激しい今だからこそ、徹底したリスクマネジメント研修を定期的に行いたい。

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ 少年自然の家ではこれまでいくつかの魅力的な事業を展開しているが、令和2年度には周辺に棲む水生生物展、秋探シアドベンチャー、一般向け対象自然観察事業（自然の家周辺の自然を味わおう）などが加えられた。意欲的な取り組みに敬意を表したい。 研修プログラムへの支援も新型コロナ・ウイルス感染防止のため、様々な工夫をして行われた。指導者講習会および事前打ち合わせ会、さらにはボランティア・社会教育スタッフ育成事業もしておりである。しっかりと対策を講じて実施している。 子どもたちだけでなく、大人たちにとっても自然の家での体験や活動は、正しい環境理解に役立つはずである。学校現場での座学だけでなく、このような実践活動がより多く環境教育に組み込まれていくことを強く望んでいる。
中井義時氏	○ 新型コロナ・ウイルス感染症に伴う活動制限に加え、自然の家周辺の森林の間伐・皆伐に伴う環境の変化、降雨災害による活動場所の制限などある中で、「各種研修地図の変更」「活動内容の更新」「活動する側の立場に立った見直し」を行い、様々な団体に対応してきたことを高く評価したい。特に泊まることのできない制限の中で、充実した体験活動のできる日帰りプログラムの創造、集合しての指導者研修ができない中での個別の打ち合わせ等の丁寧な対応、ホームページを通したわかりやすい資料、変更、更新内容の資料を提供などに努力と工夫が見られる。 ○ 施設・設備の改修・安全管理は、自然の家の管理運営で最も大切なことである。42年が経過し老朽化が進んでいる施設・設備の点検、改修細心の注意を払って進めていくことが大切である。特に、プラネタリウムは耐用年数を超えていることなどから、修繕の部品が調達できない事態がないよう、修繕業者と十分協議しながら対応してほしい。 科学博物館等のない本県においては、山形市少年自然の家のプラネタリウムは貴重な体験の場である。機器等の現状を把握の上、再整備の年次計画を作成するなど、積極的に取り組んでほしい。 ○ 子どもの活動の場である荒沼周辺の釣り人のゴミ問題や県民の森周辺のイノシシ等の被害の問題については、管理団体と共同で対策を考えたり、市民に啓発したりすると同時に、自然の家を利用する子どもや大人と一緒に問題対策の活動をすることも価値のあることである。

<令和2年度事務事業の点検及び評価>

令和2年度 運営方針

■取組 1 有害広告・有害図書館等の監視・調査

(1) 有害違法簡易広告物の監視

青少年にとって有害な違法簡易広告物（ピンクチラシ等）を監視し、発見した場合は県へ通報・除去を依頼し、青少年を取り巻く環境浄化を図る。

(2) 有害図書調査

有害な図書・情報誌（フリーペーパー）・DVDなどの区分陳列を促進するとともに、有害図書類自動販売機を設置させない活動を促進する。

■取組 2 青少年のインターネット適正使用の啓発

(1) フィルタリングやインターネット適正使用についての啓発

市報やホームページを通じ、保護者等に対し、子どもがインターネットを安全に使用しトラブルに巻き込まれないようにするため、フィルタリングを含めた適正使用の必要性について広報する。

また、インターネットやSNSの適正使用についての啓発チラシを各種健全育成関係団体に提供し、広く周知する。

(2) インターネット等安全パトロール

児童・生徒に関するインターネットサイト上の掲示板等への書き込みがないか検索・閲覧を行い、問題がある書き込みを見つけた場合は学校へ情報提供を行う。

■取組 3 薬物乱用防止の啓発

国や県、警察等と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配布を行い、薬物乱用防止を啓発する。

令和2年度 取組の実施状況

取組 1 有害広告・有害図書等の監視・調査

(1) 有害違法簡易広告物の監視

平日の毎日に駅前・七日町周辺及び振興市街地で行う街頭指導時や、学校の春夏冬休み期間に合わせて地区ごとに行う一斉街頭指導時に、青少年に悪影響を及ぼす不適切なビラなどの張り紙等がないかどうかを点検した。有害違法広告物を発見した場合は、山形県健全育成条例の規定等に基づき県に通報し撤去を依頼するが、過去3年間、発見・通報の実績はなし。

(2) 有害図書調査

学校の夏休み期間に地区ごとに行う一斉街頭指導時に書店・コンビニ等を巡回し、性的感情を刺激する姿態等、青少年に有害な図書等の取り扱い有無等の調査を行った。

有害図書等の調査要領は山形県健全育成条例の規定等に基づくもので、販売店一店舗ごとに陳列・展示状況を点検し県に報告している。調査の結果による対応としては、店舗への改善指導等適宜に県が行っている。

取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発

(1) フィルタリングやインターネット適正使用についての啓発

スマートフォン等利用によるインターネットやSNSでのトラブルから子どもたちを守るため、家庭でできるルール作りなど様々な対応ポイントを広く周知し、安全対策への啓発を行った。ホームページや広報やまがたを通し、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング機能の必要性和活用などを呼びかけるとともに、万が一トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口等もあわせて案内した。

また、各種健全育成関係団体の行事や市民が参加する講演会等に合わせ、インターネットの正しい知識やSNSの適正使用についての啓発チラシを配布した。

(2) インターネット等安全パトロール

コミュニティ掲示板上で、個人情報・誹謗・中傷やいじめが疑われるもの等、不適切な書き込みを監視した。青少年に悪影響を及ぼす問題に発展する恐れのあるもの等については、該当する学校に情報提供しトラブルの発生防止に努めた。また、情報を提供した学校側の対応等を確認するとともに、引き続き同事案に関連する書き込みを監視した。

令和2年度後半には、パトロールする通信機器の環境整備を行い、近年若者の通信手段で浸透している「インスタグラム」等、SNS上でのパトロールを新たに開始するとともに、小中高校等一校ずつの校名検索により学校や個人が特定される書き込みのチェックを行うなど、監視方法やパトロール体制の改善と強化を図った。

取組3 薬物乱用防止の啓発

山形県や県警本部が主導する薬物乱用防止対策に特化した団体と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に賛同し、薬物乱用防止に係るポスターの掲示やチラシ・リーフレットを各種健全育成関係団体の行事や市民が参加する講演会等に合わせて配布するなど啓発活動を行った。

成果指標

年度	R1	R2	R3	R4	R5
指標名(説明)	区分陳列がなされていない店舗の数				
目標値	24	19	15	10	5
実績値	24	19			
指標名(説明)	インターネット上のパトロール件数				
目標値	906	1,700	13,000	13,500	14,000
実績値	906	10,459			

評価

成果	取組1 有害広告・有害図書等の監視・調査
	(1) 有害違法簡易広告物の監視 街頭指導活動時の監視活動が抑止効果となり、不適切な張り紙の貼付がない環境づくりに繋がった。
	(2) 有害図書調査 有害図書等の一斉調査を行うことにより、地区内の有害図書等設置状況について把握することができ、販売者の区分陳列の指導に繋がった。

	<u>取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発</u> (1) フィルタリングやインターネット適正使用についての啓発 インターネット・SNSの適正利用やフィルタリングの活用などについて、青少年の関連団体等が主催する研修会が開催されるなど、安全な利用環境に理解が深まり、情報化社会の子どもたちの安全確保に繋がった。 (2) インターネット等安全パトロール ネット掲示板の他、SNSのサイトでも書き込みの監視を新たに開始したことから、パトロール件数も大幅に増加した。パトロール体制を強化した結果、書き込み事案の発見と学校への情報提供数が増え学校の先生方との情報共有化も図られ、トラブルの発生防止と被害の拡大防止への迅速な対応につなげることができた。 <u>取組3 薬物乱用防止の啓発</u> 薬物乱用防止に関する正しい知識の普及が図られた。
課題 ・ 改善案	<u>取組1 有害広告・有害図書等の監視・調査</u> 有害違法簡易広告物の貼付への対応は、過去数年実績がないものの、有害図書の設置は未だ確認されていることから、状況の改善に向け継続的に調査を実施していく必要がある。 <u>取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発</u> (1) フィルタリングやインターネット適正使用についての啓発 子どもに指導する立場の大人が、インターネットやSNSの適正利用について習得し、研修会や啓発活動を継続的に実施する。 (2) インターネット等安全パトロール パトロールを行う通信機器の環境改善と監視体制の充実化を図りながら事業を継続し、さらには、書き込み内容のリスクレベル等を踏まえ、ネットパトロールの委託事業化についてもその有効性等の検討を行い、他市の状況や関係機関の情報収集を行う。 <u>取組3 薬物乱用防止の啓発</u> 再乱用防止、薬物依存防止策の周知拡大方法についての検討が必要である。

令和2年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

貝山道博氏	○ 氾濫する有害な情報が青少年のみならず児童生徒の心をむしばんでいる。ペーパーによる有害な図書・広告だけでなく、インターネットやスマホなどの情報機器による有害な情報の提供もある。むしろ後者のほうが問題が大きいかもしれない。 有害広告・図書等の監視・調査は比較的やりやすいと思われるが、ネット情報については必ずしもそうではなかろう。にもかかわらず、これまでのネット掲示板での不適切な書き込みの監視と必要に応じての該当する学校への情報提供に加えて、令和2年度から「Instagram」等のSNS上でのパトロールを開始した。具体的には、小中高校等一校ずつの校名検索により学校や個人名が特定される書き込み等のチェックを行うなど、監視方法やパトロール体制の改善を図っているとのことである。こうした試みが功を奏し、いじめ問題の深刻化を抑え、ひいてはいじめ問題が減っていくことを切に願っている。地道だが、やれることからやっていく、そのためには行わなければならない取り組みであると思っている。 言うまでもないが、インターネットの適正な利用についての啓発、他人を思いやる心の教育も併せて行っていくべきであろう。
中井義時氏	○ 青少年のインターネット適正使用の啓発については、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング機能の必要性和活用などの呼びかけ、 トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口等の案内、インターネットの正しい知識やSNSの適正使用についての啓発チラシを配布するなど精力的な取組が見られる。また、コミュニティ掲示板上で、個人情報・誹謗・中傷やいじめが疑われるもの等、不適切な書き込みを監視し、発見した場合は該当する学校に情報提供しトラブルの発生防止に努めていること、さらに、パトロールする通信機器の環境整備を行い、「Instagram」等、SNS上での監視方法やパトロール体制の改善と強化を図ったことは高く評価したい。 GIGAスクール構想の中、1人1台のタブレット端末の使用及び、今後、家庭への持ち帰り等が実施されると、より一層、青少年のインターネットの適正使用の啓発が必要になる。これまで以上に充実した取組を期待したい。 ○ SNS等による「誹謗中傷」「いじめ」「自撮り被害」や、薬物使用被害等は、未来ある青少年にとって大きなリスクになることであり、このことに対する危機意識を、教育行政や指導にあたる教員が強く持つことが大切である。また、青少年の健全育成については、県や市、教育委員会や各部署、各地区の団体等、各機関でいろんなことに取り組んでいるが、実効性のある「連携」が最大の課題である。どのように実効性のある「連携」を進めていくか研究いただき、具体的な連携体制の在り方を検討していただきたい。

5 外部評価者の総評

<外部評価者> 貝山 道博 氏

『令和3年度教育委員会事務の点検及び評価報告書（案）』を拝見し、これまで述べてきた外部評価委員の意見・要望が随所に取り入れられ、新しい施策の展開や業務改善が行われてきていることを今回も強く実感できたことは、評価者にとって大変喜ばしいことである。

事務・事業体系もよく整えられ、論点もより明確になり、記載内容も一層わかりやすくなった。市民の方がこの報告書を読み、正しく理解していただけるだろうと思っている。

昨年度同様、現在も山形市だけでなく山形県内外のどの市町村も新型コロナ・ウイルス騒ぎに巻き込まれ、様々な面で問題が生じ、大変な混乱が起きている。教育面での影響はその中でも甚大である。この騒ぎが収まるまで、新型コロナ・ウイルスと付き合いながら教育活動を行っていかねばならないが、これまで同様、教育委員会にはぜひ指導的役割を果たし、子どもたちを守り、安心・安全な教育のために一層尽力していただきたい。アフター・コロナの社会をどう見据え、そのために教育をどう立て直していくかが今求められている。これからが教育の立て直しの正念場だと思っている。これを機に、新しい教育方法が確立されるのではと期待をしているので、この面での議論もぜひ行っていただきたい。

最後になるが、山形市教育委員会そのものの活動についてであるが、教育委員会会議、教育懇談会及び総合教育会議の開催状況を拝見し、コロナ問題を含め様々な課題に精力的対応していることが伺える。今後とも教育の指導的役割を担い、積極的な活動を願っている。

＜外部評価者＞ 中井 義時 氏

新型コロナ・ウイルス感染症の影響により、多くの活動が制限される中、しっかりとした対策をとった上で教育委員会の会議等が通常どおり実施されたことは良かった。臨時会が例年の 6 回に対して 10 回と多く、コロナ禍における諸対応への審議等の充実が推測される。また、令和 2 年度に小中学校 8 校への計画訪問が予定通り実施されたことは、コロナ禍の中の現状や課題、GIGA スクール構想の環境整備状況や課題を把握する上で大切なことであり高く評価したい。

また、「開かれた教育委員会」として、ホームページの中でその活動の様子や会議等がわかりやすく公開されている。

山形市における「教育委員会事務の点検及び評価」については、昨年度同様に、施策の目標、目標を具現化する取組とその計画、実施、評価、改善等が明確に示されている事例が多い。また、紙面でも活動様子や具体的にイメージでき、成果指標を掲げた客観性も見える。所管する学校、施設も多く、「人、モノ、カネ」の面からも実現困難なことも多いが、知恵を出しながら克服していこうという本市における「点検・評価と改善」の姿勢を高く評価したい。

なお、昨年度から点検及び評価が重点化されたが、山形市教育振興基本計画の見直し(令和 4 年)までの、令和 3 年度まで同じような形で進める計画になっている。例年、外部評価委員の意見について、難しい課題についても真摯に受け止めて、手厚く、また丁寧に施策を展開している姿勢を見ることができたが、点検・評価項目が昨年度と違うものに重点化されたため、昨年度の意見に対しどのような取組が実施されたのかを確認することができないという課題も生じている。見直し後の令和 4 年度の「教育委員会事務の点検及び評価」については、全体の中から重点基本施策を選ぶのか、基本施策の中から重点施策を選ぶのか、すべての施策の中から取組の重点を選ぶのか等、3 年間の取組の成果と課題を整理した上で、重点化等、点検・評価の進め方のコンセプトを明確にしてすすめてほしい。

令和 2 年度の総合教育会議については、「コロナ禍における学びの保障」「魅力ある山形市立商業高等学校を目指して」と大変興味深いことが協議されているし、ホームページにおいても総合教育会議の会議録等も詳細に掲載され、協議テーマについて市長や教育委員がどのような考えを持っているのかがよくわかる。今後、各総合教育会議の協議を、現在進行中の事業等に反映させ実行していくこと、今後の見通しの中で検討、計画していくこと、先進事例や有識者に学びながら研究していくことなどの視点から整理していくことについて検討していただきたい。

新教育委員会制度になって5年、総合教育会議の開催や大綱の策定、権限と責任の所在の明確さ、問題等への迅速な対応ができる体制づくりなど、教育委員会制度改革への対応がしっかり実施されてきたと思う。どのように制度が変わろうと、教育委員会の不易な使命は「開かれた教育委員会」であり、学校や関係機関、地域住民に対して、魅力ある話題を、聞きたくなるよう工夫（発信・表現の工夫）していくことであると考えます。教育委員会における情報の発信・共有については、「これでいいのか？」と常に問い続けてほしい。一つ一つの取組が山形市の教育施策の維持・向上に資するものになることを期待する。

令和2年度の事業は、新型コロナ・ウイルス感染症対策や急激に進められたGIGAスクール構想の推進に多くの時間と能力が費やされたことと思うが、コロナ禍の中で直面した多くの課題や、GIGAスクール構想の推進の中で見えた教育は、間違いなく未来に通じるものであることを共有し、今後も前向きな取組を期待したい。

【参考資料 1】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。

- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

ー以下 省略ー

【参考資料 2】

山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき実施するこの市の教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務等の管理及び執行の状況に係る点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる事務及び事業）

第2条 点検及び評価の対象となる事務（以下「対象事務等」という。）の範囲は、法第26条に規定する委員会の権限に属する事務その他の委員会が所管する事務及び事業とする。

2 点検及び評価は、点検及び評価を実施しようとする年度の前年度における対象事務等についてこれを行う。

（点検及び評価）

第3条 点検及び評価の実施は、委員会の各課等による対象事務等の自己点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）並びに教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）による評価（以下「外部評価」という。）により行うものとする。

2 外部評価は、自己点検及び評価の終了後に行うものとする。

（自己点検及び評価の方法）

第4条 自己点検及び評価は、委員会の各課等による対象事務等の成果、課題及び今後の方向性について検証することとする。

（外部評価）

第5条 外部評価を行うため、外部評価員を置く。

2 外部評価員は、学識経験者から教育長が委嘱する。

3 外部評価員は、2人以内とする。

(報告書の作成)

第6条 教育長は、点検及び評価の終了後、速やかに点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、教育委員会会議に付議するものとする。

(議会への報告)

第7条 委員会は、前条の規定により付議した報告書について教育委員会会議の議決があったときは、当該報告書を、この市の議会（以下「市議会」という。）の常任委員会及び全員協議会に提出するものとする。

2 前項の規定により報告書を提出する時期は、仕事の検証システムの検証結果の市議会への報告と同じ時期とする。ただし、仕事の検証システムの検証結果の市議会への報告が、市議会9月定例会以前に報告される場合は、市議会12月定例会に提出するものとする。

(公表)

第8条 委員会は、前条の規定により報告書を提出した後、当該報告書を速やかに山形市公式ホームページに掲載し、公表するものとする。

(点検及び評価の結果の反映)

第9条 委員会は、点検及び評価の結果を踏まえ、対象事務等の見直し、改善等に努めるものとする。

(庶務)

第10条 点検及び評価に係る庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成24年度以降の自己点検及び評価について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。